

令和6年度 土壤汚染対策法の施行状況及び
土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果

令和8年4月

環境省 水・大気環境局

目 次

1. 調査の概要	1
1.1 調査目的	1
1.2 調査対象	1
2. 土壤汚染対策法の施行状況	2
2.1 令和6年度の施行状況	2
2.2 都道府県・政令市別の施行状況	13
2.3 年度別の施行状況	16
3. 土壤汚染状況調査及び区域の指定事例	20
3.1 土壤汚染状況調査について	20
3.1.1 法第3条に基づく調査	20
3.1.2 法第4条に基づく調査	32
3.1.3 法第5条に基づく調査	33
3.1.4 深さの限定を行った事例	33
3.1.5 調査の省略を行った事例	34
3.1.6 試料採取等対象物質	35
3.1.7 業種区分	36
3.2 区域の指定について	39
3.2.1 要措置区域等の指定状況	39
3.2.2 要措置区域等における基準不適合物質	43
3.2.3 業種区分	46
3.2.4 摂取経路ごとの土壤汚染の状況と到達距離の設定状況	50
3.2.5 汚染除去等計画書の提出状況と目標土壤溶出量及び目標地下水濃度の設定状況	51
4. 措置及び汚染土壤の搬出と処理の事例	52
4.1 地下水汚染の有無	52
4.2 指示措置の内容	52
4.3 実施措置の種類	55
4.4 実施措置の実施率	56
4.5 臨海部特例区域	57
4.6 汚染土壤の搬出及び処理の状況	58
5. 汚染土壤処理業	64
5.1 汚染土壤処理施設	64
6. 土壤汚染調査事例等	70
6.1 法対象外の事例を含めた土壤汚染調査事例	70
6.2 土壤汚染調査事例及び基準不適合事例数	70
6.3 特定有害物質別の基準不適合事例	72

1. 調査の概要

1.1 調査目的

本調査は、土壌汚染対策法の施行状況及び都道府県、法第64条に基づき政令で定める市（以下「政令市」という。）が把握している土壌汚染の状況等について、都道府県・政令市からのアンケート形式による調査回答をもとに件数や内容等を把握し、整理することにより、土壌汚染調査・対策(措置)などの現状について公表するとともに、今後の土壌汚染対策の推進に資する資料としてとりまとめることを目的としている。

1.2 調査対象

全国の47都道府県及び111政令市の土壌汚染担当部局を対象とした。

- ・ 法施行日（平成15年2月15日）から令和7年3月31日までの間に、法に基づき土壌汚染状況調査を実施した事例等

表 1-1 調査対象自治体数

調査対象年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
都道府県数	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
政令市数	82	82	93	96	98	99	100	100	101	106
調査対象自治体数	129	129	140	143	145	146	147	147	148	153

調査対象年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
都道府県数	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
政令市数	107	108	108	108	109	110	111	111	111	111
調査対象自治体数	154	155	155	155	156	157	158	158	158	158

調査対象年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
都道府県数	47	47	47	47	47	47	47
政令市数	111	111	111	111	111	111	111
調査対象自治体数	158	158	158	158	158	158	158

2. 土壌汚染対策法の施行状況

2.1 令和6年度の施行状況

1) 土壌汚染状況調査の契機別の施行状況

令和6年度の土壌汚染状況調査の契機別の施行状況について図2-1から図2-5に示す。図2-1は有害物質使用特定施設の使用の廃止時における調査（以下「法第3条調査」という。）に関する状況を、図2-2は一定規模以上の形質の変更が行われる場合の調査（以下「法第4条調査」という。）に関する状況を、図2-3は土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合の調査（以下「法第5条調査」という。）に関する状況を、図2-4は自主的な調査の結果による当該土地の区域の指定の申請（以下「法第14条申請」という。）に関する状況を、図2-5は汚染土壌処理施設の廃止又は許可が取り消された時における調査（以下「処理業省令第13条に基づく調査」という。）に関する状況を示し、図2-6にこれらの概要を示す。また、実施措置の実施に伴い、指定区域の指定の解除又は変更の状況を図2-7に示す。

令和6年度における有害物質使用特定施設の使用の廃止件数は804件、うち、調査義務の一時的免除件数は623件であり、令和6年度における法第3条第1項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は262件であった。また、令和6年度における法第3条第7項に基づく形質変更時の届出件数は401件、うち、法第3条第8項に基づく調査命令の発出件数は368件であり、令和6年度における法第3条第8項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は406件であった。

令和6年度における法第4条第1項に基づく形質変更の届出件数は12,507件、うち、法第4条第2項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は699件であった。法第4条第3項に基づく調査命令の発出件数は40件であり、令和6年度における法第4条第3項に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は59件であった。

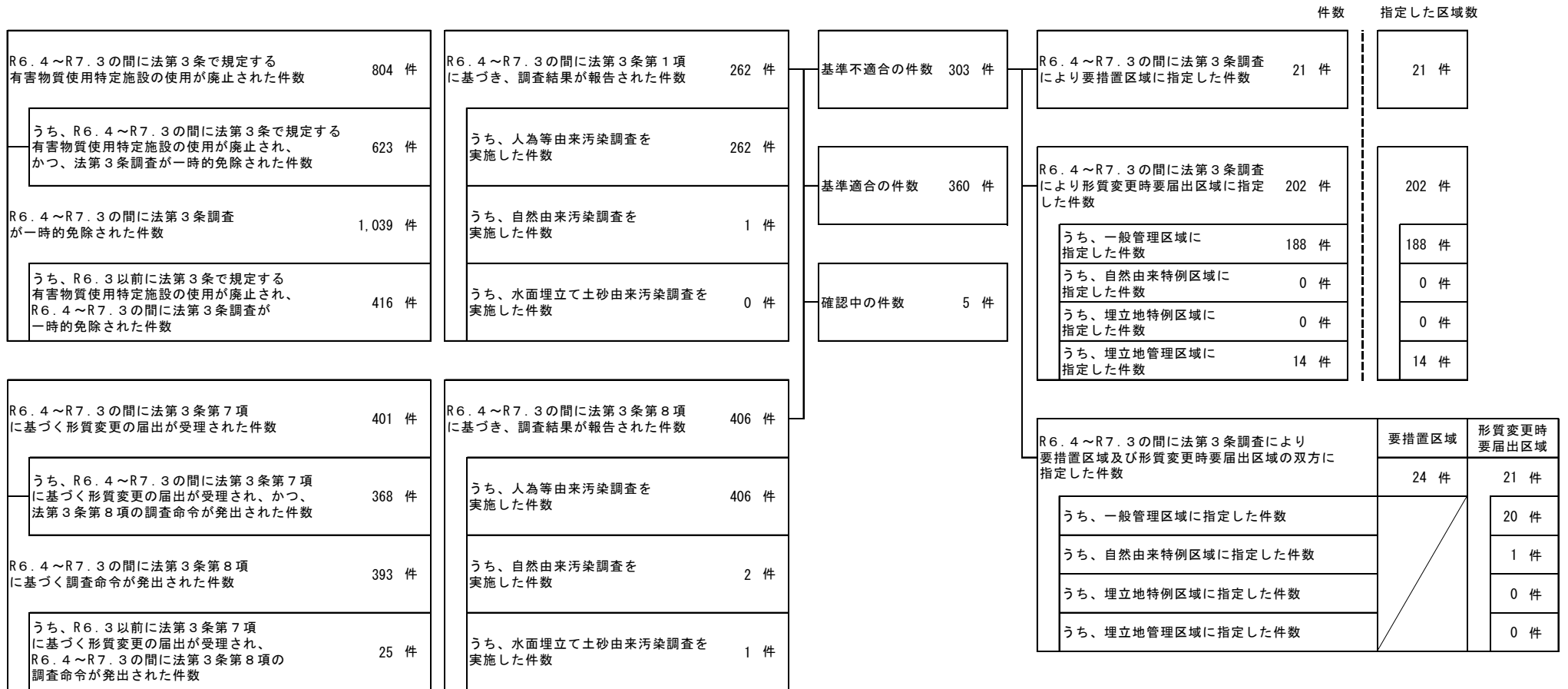
なお、土壌汚染状況調査の結果報告件数には、1つの調査対象地において、複数回にわたって調査結果が報告された事例や前年度に調査命令が発出され調査結果が報告された事例も含まれている。

令和6年度における法第5条第1項に基づく調査命令の発出件数は0件であった。

令和6年度における法第14条第1項に基づく指定の申請件数は251件であった。

令和6年度における処理業省令第13条に基づく土壌汚染状況調査の結果報告件数は3件であった。

令和6年度における法第6条第1項に基づく要措置区域の指定区域数は83件、法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定区域数は578件であった。



注1) 「法第3条調査が一時的免除された件数」とは、法第3条第1項ただし書の自治体の確認を受け、調査義務が一時的免除された件数であり、『2.1 令和6年度の施行状況 2)条項別の施行状況』における「法第3条関係第1項ただし書の確認申請件数」は、ただし書確認申請書により申請された件数であるため、件数は一致しない。

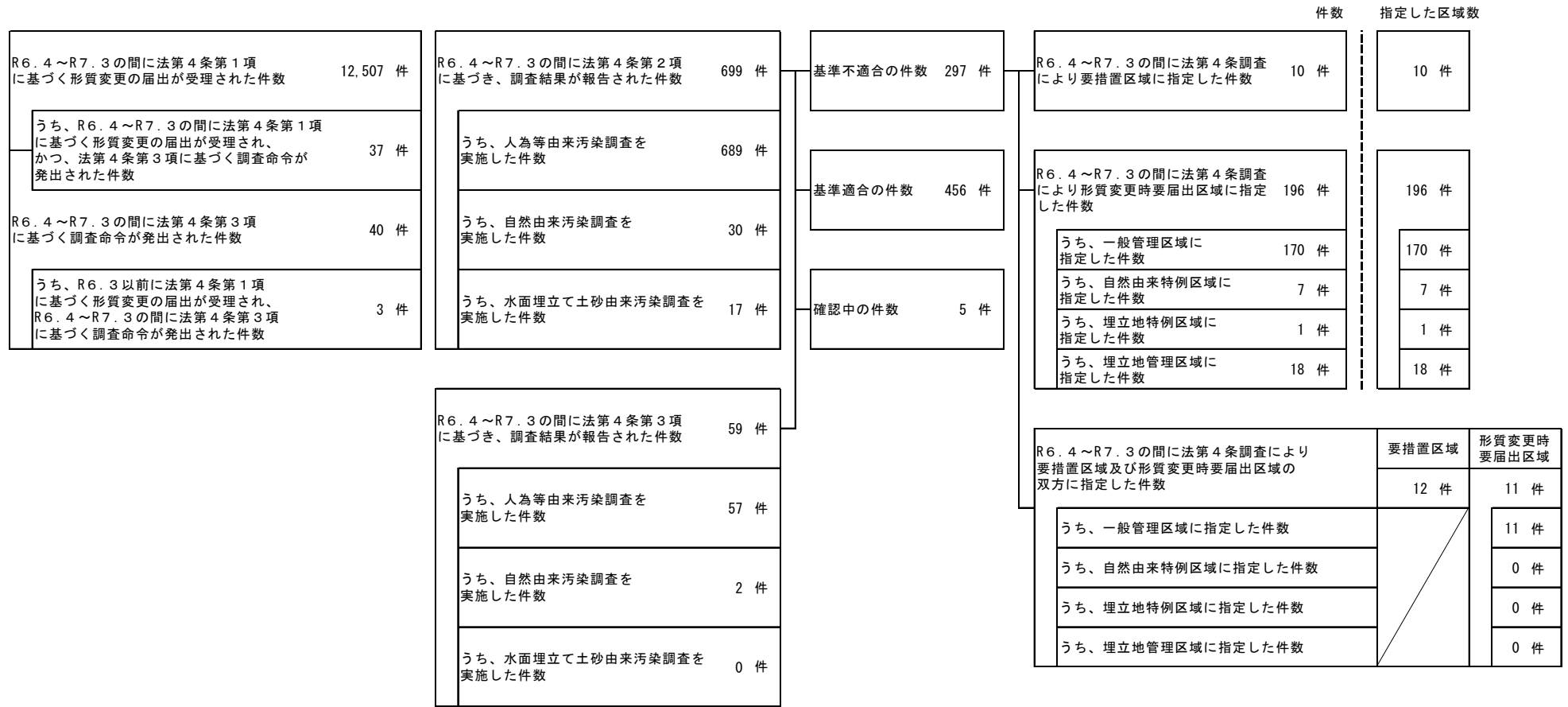
注2) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

注3) 「基準不適合の件数」は、複数の調査結果より区域指定が行われた事例及び区域指定審査中の事例を含むため、指定した区域数の和と一致しない。

注4) 指定した区域数には、法第3条調査及び法第14条申請、法第3条調査及び処理業省令第13条調査、それぞれ双方の調査結果から区域指定された事例も含む。

注5) 「要措置区域及び形質変更時要届出区域の双方に指定した件数」は、1つの調査結果報告に対し、「要措置区域」4件、「形質変更時要届出区域」1件を指定した事例がある。

図2-1 法第3条調査に関する状況



注1) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

注2) 「基準不適合の件数」は、複数の調査結果より区域指定が行われた事例及び区域指定審査中の事例を含むため、指定した区域数の和と一致しない。

注3) 指定した区域数には、法第4条調査及び法第14条申請の双方の調査結果から区域指定された事例も含む。

注4) 「要措置区域及び形質変更時要届出区域の双方に指定した件数」は、1つの調査結果報告に対し、「要措置区域」2件、「形質変更時要届出区域」1件を指定した事例がある。

図2-2 法第4条調査に関する状況

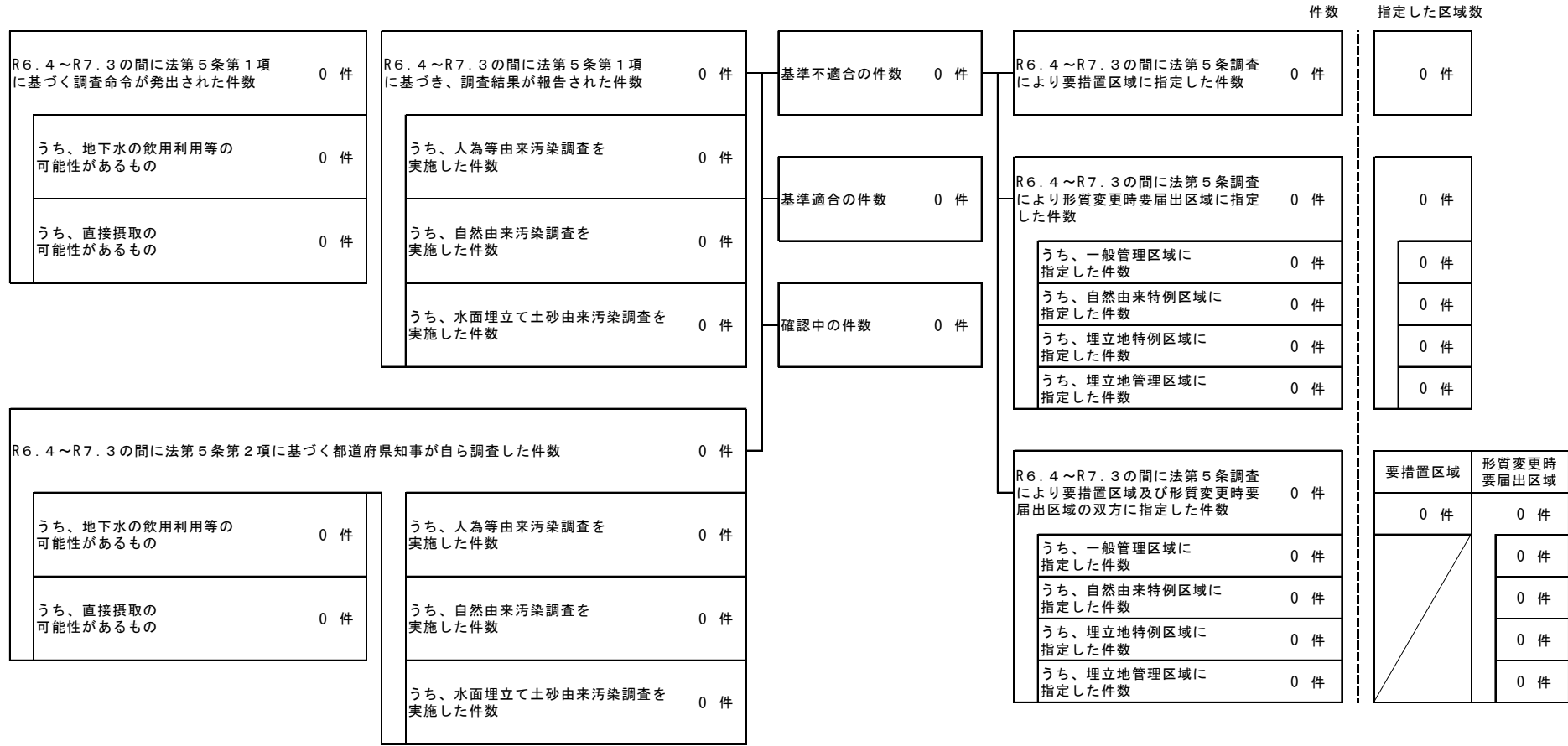


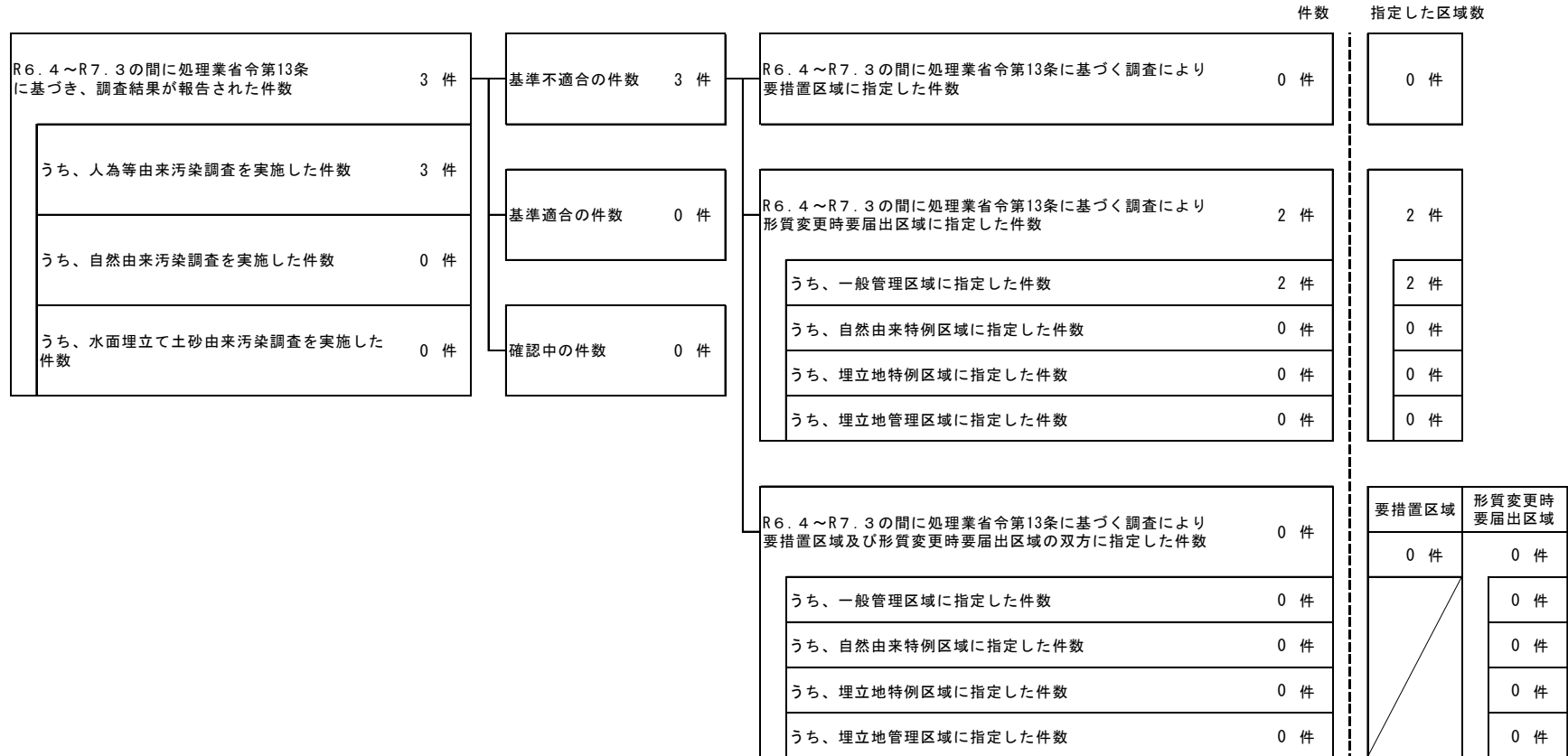
図 2-3 法第5条調査に関する状況

	件数	指定した区域数
R6.4～R7.3の間に法第14条に基づく指定の申請が行われた件数	251 件	
R6.4～R7.3の間に法第14条に基づく指定の申請により 要措置区域に指定した件数	9 件	9 件
R6.4～R7.3の間に法第14条に基づく指定の申請により 形質変更時要届出区域に指定した件数	158 件	158 件
うち、一般管理区域に指定した件数	114 件	114 件
うち、自然由来特例区域に指定した件数	8 件	8 件
うち、埋立地特例区域に指定した件数	6 件	6 件
うち、埋立地管理区域に指定した件数	30 件	30 件
R6.4～R7.3の間に法第14条に基づく指定の申請により 要措置区域及び形質変更時要届出区域の双方に指定した件数	7 件	
うち、一般管理区域に指定した件数	7 件	
うち、自然由来特例区域に指定した件数	0 件	
うち、埋立地特例区域に指定した件数	0 件	
うち、埋立地管理区域に指定した件数	0 件	
		要措置区域
		形質変更時 要届出区域
		7 件
		7 件
		0 件
		0 件
		0 件

注1) 「指定の申請がされた件数」は、複数の申請より区域指定が行われた事例及び区域指定審査中の事例を含むため、指定した区域数の和と一致しない。

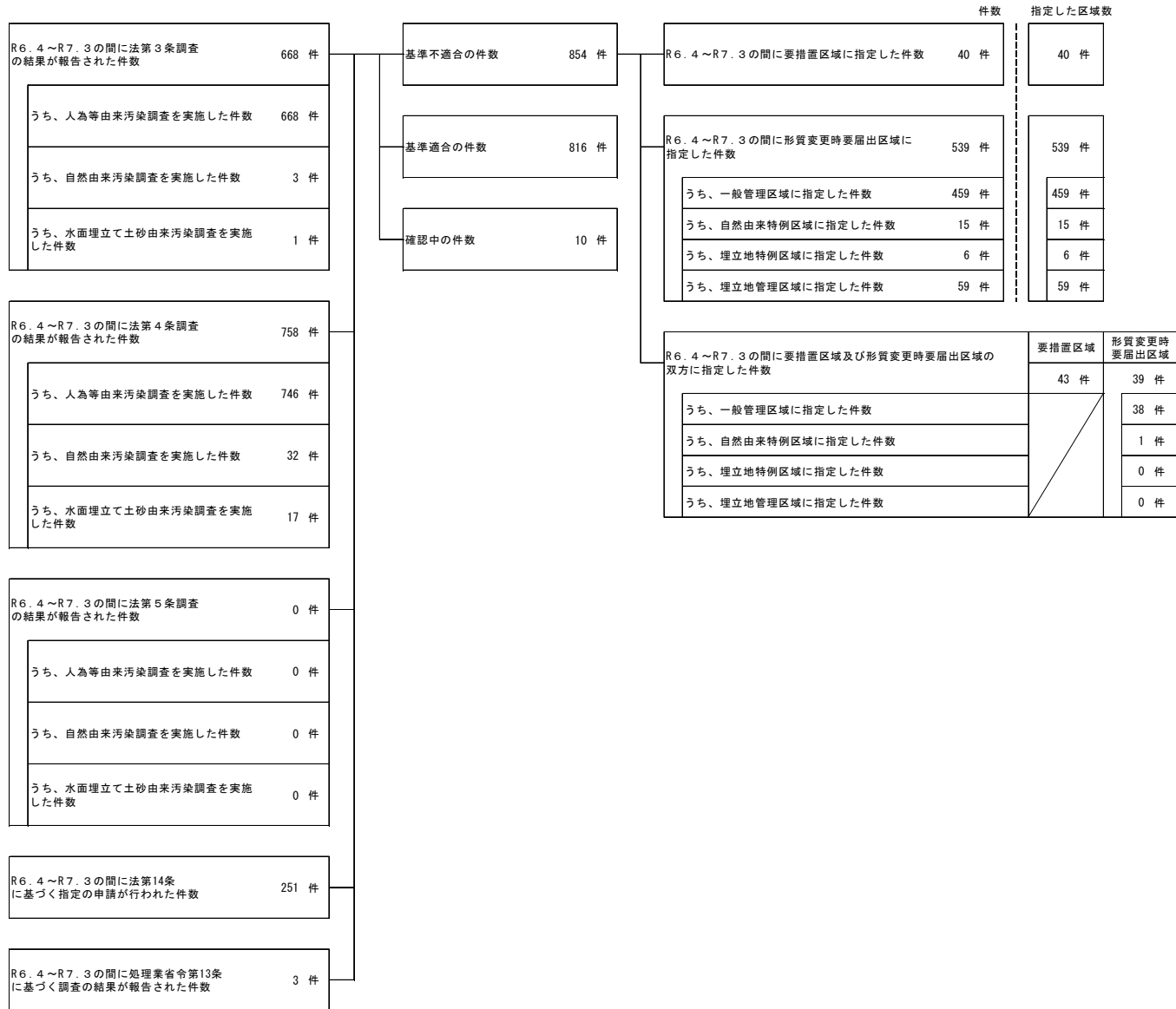
注2) 指定した区域数には、法第3条調査及び法第14条申請、法第4条調査及び法第14条申請、それぞれ双方の調査結果から区域指定された事例も含む。

図2-4 法第14条申請に関する状況



注1) 指定した区域数には、法第3条調査及び処理業省令第13条調査の双方の調査結果から区域指定された事例も含む。

図2-5 処理業省令第13条に基づく調査に関する状況

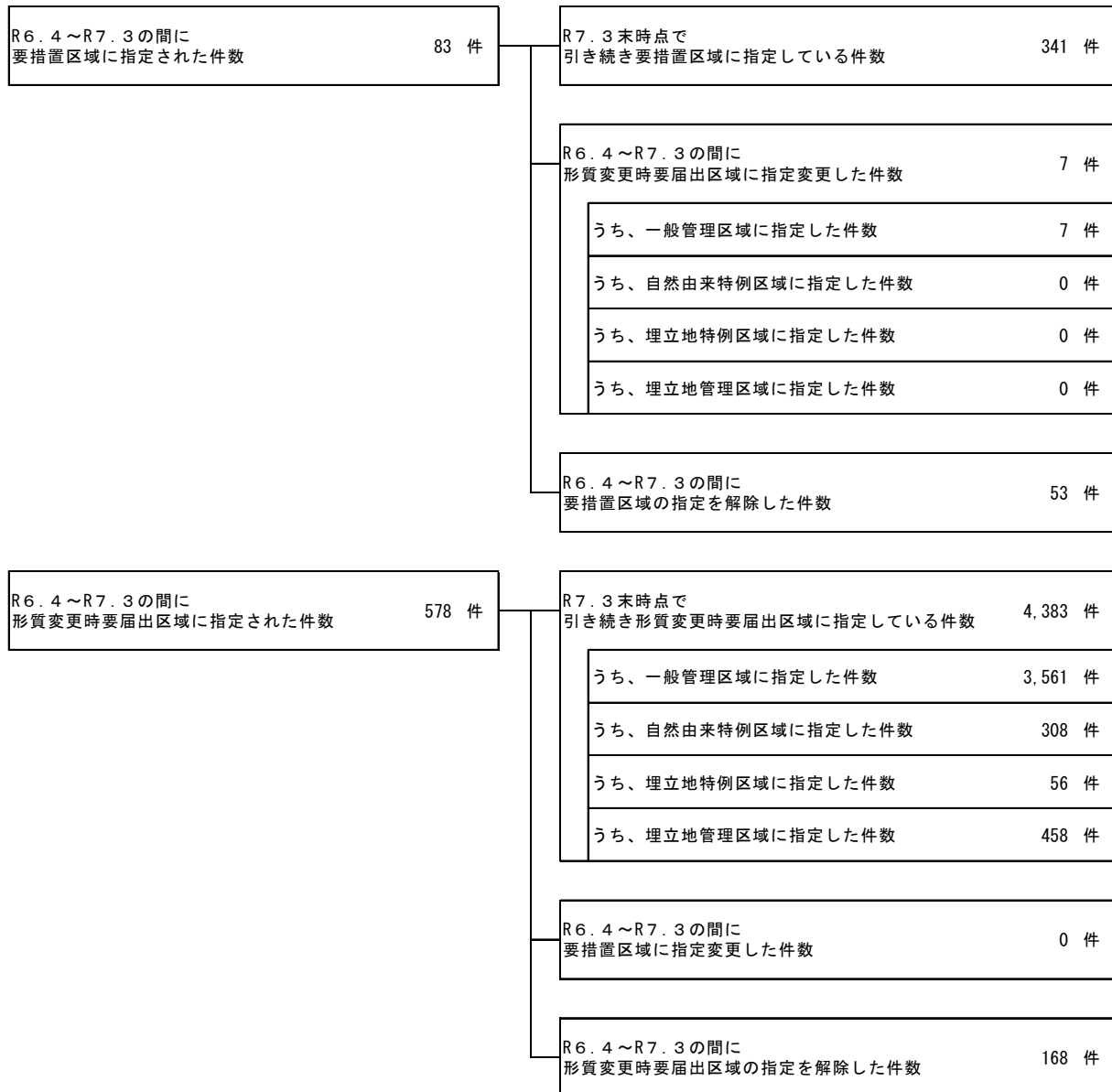


注1) 汚染のおそれの由来に応じた区分については、1つの調査結果報告に対し、複数の由来に区分された事例もある。

注2) 「基準不適合の件数」は、複数の調査結果より区域指定が行われた事例及び区域指定審査中の事例を含むため、指定した区域数の和と一致しない。

注4) 「要措置区域及び形質変更時要届出区域の双方に指定した件数」は、1つの調査結果報告に対し、「要措置区域」4件、「形質変更時要届出区域」1件及び「要措置区域」2件、「形質変更時要届出区域」1件を指定した事例がある。

図2-6 法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第14条申請及び処理業省令第13条に基づく調査の施行状況概要



注1) 指定の解除又は変更の状況は、令和6年度に新たに指定された要措置区域等に加え、これまでに指定されている要措置区域等の状況も含む。

注2) R7.3末時点で引き続き要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定している件数については、各調査年度における自治体からの報告件数をもとに集計及び累計しているため、報告漏れ等により『2.1 令和6年度の施行状況 2) 条項別の施行状況』における「区域指定状況(当該年度末時点)」と相違が生じている。

図 2-7 指定の解除又は変更の状況

2) 条項別の施行状況

令和6年度の条項別の施行状況を以下に示す。

法第2章 土壌汚染状況調査

・法第3条関係

第1項 有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	804 件
第1項 法第3条第1項ただし書の確認申請件数	1065 件
第1項に基づき、調査結果が報告された件数	262 件
うち、基準不適合の件数	149 件
うち、基準適合の件数	112 件
うち、確認中の件数	1 件
第3項 調査・報告義務の通知の件数	364 件
第4項 調査の報告及び是正命令の件数	2 件
第5項 土地の利用方法の変更の届出件数	140 件
第6項 法第3条第1項ただし書の確認の取消し件数	107 件
第7項 土地の形質の変更の届出件数	401 件
第8項 調査命令件数（当該年度に発出した命令の総件数）	393 件
うち、当該年度に法第3条第7項の届出を受理した件数	368 件
第8項に基づき、調査結果が報告された件数	406 件
うち、基準不適合の件数	154 件
うち、基準適合の件数	248 件
うち、確認中の件数	4 件

・法第4条関係

第1項 土地の形質の変更の届出件数	12,507 件
第1項 土地の形質の変更の届出を要しない土地として指定した件数	0 件
第2項に基づき、調査結果が報告された件数	699 件
うち、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地	123 件
うち、基準不適合の件数	276 件
うち、基準適合の件数	418 件
うち、確認中の件数	5 件
第3項 調査命令件数（当該年度に発出した命令の総件数）	40 件
うち、当該年度に法第4条第1項の届出を受理した件数	37 件
第3項に基づき、調査結果が報告された件数	59 件
うち、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地	9 件
うち、基準不適合の件数	21 件
うち、基準適合の件数	38 件
うち、確認中の件数	0 件

・法第5条関係

第1項 調査命令件数	0 件
うち、地下水の飲用利用等の可能性があるもの	0 件
うち、直接摂取の可能性があるもの	0 件
第1項に基づき、調査結果が報告された件数	0 件
うち、基準不適合の件数	0 件
うち、基準適合の件数	0 件
うち、確認中の件数	0 件
第2項に基づく都道府県知事が自ら調査した件数	0 件
うち、地下水の飲用利用等の可能性があるもの	0 件
うち、直接摂取の可能性があるもの	0 件
うち、基準不適合の件数	0 件
うち、基準適合の件数	0 件
うち、確認中の件数	0 件

法第3章 区域の指定等

・法第6条関係

第1項 要措置区域の指定件数	83 件
第4項 要措置区域の指定の解除件数（全部の指定の解除のみ）	53 件

(続き)

・ 法第7条関係		
第1項 汚染除去等計画の提出の指示件数		71件
うち、土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示件数		17件
第1項 汚染除去等計画書が提出された件数		83件
第2項 汚染除去等計画書の提出命令の件数		0件
第3項 変更後の汚染除去等計画書の提出件数		29件
第4項 汚染除去等計画書の変更の命令件数		0件
第8項 実施措置を講じていないと認められた場合の命令件数		0件
第9項 工事完了報告書が提出された件数		58件
第9項 実施措置完了報告書が提出された件数		61件
・ 法第9条関係		
帯水層の深さに係る確認の申請件数		2件
実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認の申請件数		5件
地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認の申請件数		11件
・ 法第11条関係		
第1項 形質変更時要届出区域の指定件数		578件
第2項 形質変更時要届出区域の指定の解除件数（全部の指定の解除のみ）		168件
・ 法第12条関係		
第1項 着手前の土地の形質の変更の届出件数		1183件
第1項 施行管理方針の確認の申請件数		1件
第1項 施行管理方針の変更の届出件数		0件
第2項 着手後の土地の形質の変更の届出件数		49件
第3項 非常災害時届出件数		1件
第4項 施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更の届出件数		0件
第4項 施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出件数		0件
第4項 施行管理方針の廃止の届出件数		0件
第5項 土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更の命令件数		0件
・ 法第14条関係		
第1項 要措置区域等の指定の申請件数		251件
法第4章 汚染土壌の搬出等に関する規制		
・ 法第16条関係		
第1項 搬出しようとする土壌の基準適合認定の申請件数		104件
第1項 汚染土壌の区域外搬出の届出件数		900件
うち、区域間の移動の件数		4件
うち、飛び地間の移動の件数		32件
第2項 汚染土壌の区域外搬出の変更届出件数		158件
第3項 非常災害時における汚染土壌の区域外搬出の届出件数		0件
第4項 汚染土壌の運搬方法、汚染土壌処理業者に関する変更の命令件数		0件
・ 法第19条関係		
汚染土壌の運搬・処理等の措置命令件数		0件
・ 法第20条関係		
第6項 汚染土壌の運搬・処理の状況の届出件数		0件
・ 法第22条関係		
第2項 汚染土壌処理業に係る許可申請件数（更新を除く）		0件
第4項 汚染土壌処理業に係る許可更新申請件数		29件
・ 法第23条関係		
第1項 汚染土壌処理業に係る変更の許可の申請件数		11件
第3項 汚染土壌処理業に係る変更の届出件数		153件
第4項 汚染土壌処理業に係る休止、廃止又は再開の届出件数		5件
・ 法第24条関係		
汚染土壌処理業者に対する改善命令件数		0件
・ 法第25条関係		
汚染土壌処理業者の許可の取消し・停止件数		0件
・ 法第27条関係（汚染土壌処理業に関する省令 第13条関係）		
第1項 汚染土壌処理業者の措置報告件数		8件
第2項 汚染土壌処理業者等に対する措置命令件数		0件

(続き)

・ 法第27条の2 関係	
第1項 汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受を承認した件数	0 件
・ 法第27条の3 関係	
第1項 汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割を承認した件数	1 件
・ 法第27条の4 関係	
第1項 汚染土壌処理業に係る相続を承認した件数	0 件
・ 法第27条の5 関係	
国等との協議が成立した件数	0 件
法第5章 指定調査機関	
・ 法第36条 関係	
第3項 指定調査機関に対する改善命令件数	0 件
・ 法第39条 関係	
指定調査機関に対する適合命令件数	0 件
・ 法第42条 関係	
第1号に基づく、指定調査機関に対する指定の取消し件数	0 件
第2号に基づく、指定調査機関に対する指定の取消し件数	0 件
第3号に基づく、指定調査機関に対する指定の取消し件数	0 件
第4号に基づく、指定調査機関に対する指定の取消し件数	0 件
法第7章 雑則	
・ 法第54条 関係	
第1項に基づく、報告徴収・立入検査件数	646 件
第3項に基づく、報告徴収・立入検査件数	27 件
第4項に基づく、報告徴収・立入検査件数	100 件
第5項に基づく、報告徴収・立入検査件数	4 件
・ 法第55条 関係	
公共施設の管理者との協議件数	3 件
・ 法第56条 関係	
第2項 資料の提供の要求等の対応件数	169 件
法第8章 罰則	
・ 法第65条 関係	
違反件数	0 件
・ 法第66条 関係	
違反件数	1 件
・ 法第67条 関係	
違反件数	0 件
・ 法第68条 関係	
違反件数	0 件
・ 法第69条 関係	
違反件数	0 件
区域指定状況（当該年度末時点）	
要措置区域として指定されている区域数（当該年度末時点）	324 件
形質変更時要届出区域として指定されている区域数（当該年度末時点）	4303 件

2.2 都道府県・政令市別の施行状況

都道府県・政令市別の施行状況を表 2-1 に示す。

法第 3 条に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止件数及び一時的免除件数は「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。形質変更届出件数は「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多く、調査命令件数は「関東地区」、「近畿地区」、「中国四国地区」の順に多かった。調査結果報告件数（第 1 項）は「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多く、調査結果報告件数（第 8 項）は「関東地区」が最も多く、次に「中部地区」、「近畿地区」が同件数であった。

法第 4 条に基づく形質変更届出件数は「関東地区」、「九州地区」、「中国四国地区」の順に多く、調査命令件数は「関東地区」が最も多く、次に「中国四国地区」、その次に「中部地区」、「近畿地区」が同件数であった。調査結果報告件数（第 2 項）は「関東地区」、「近畿地区」、「九州地区」の順に多く、調査結果報告件数（第 3 項）は「関東地区」が最も多く、次に「中部地区」、「近畿地区」、「中国四国地区」が同件数であった。

法第 6 条に基づく要措置区域の指定件数は「関東地区」、「中部地区」、「近畿地区」の順に多かった。

法第 11 条に基づく形質変更時要届出区域の指定件数は「関東地区」、「近畿地区」、「中国四国地区」の順に多かった。

法第 14 条に基づく指定の申請件数は「近畿地区」、「関東地区」、「九州地区」の順に多かった。

処理業省令第 13 条に基づく調査結果報告件数は「枚方市」、「高知県」、「大分市」の 3 件であった。

表 2-1 都道府県・政令市別の施行状況（届出・命令・報告等）（令和 6 年度）

都道府県 政令市		法第3条							法第4条					法第5条	法第6条	法第11条	法第14条	処理業者令 第13条
		有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	うち、一時的 免除件数	形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数		形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数		調査結果 報告件数	要措置区域 指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	申請件数	調査結果 報告件数		
						第1項	第3項			第2項	第3項							
北海道 地区	北海道	3	0	1	1	1	1	775	0	4	0	0	0	4	5	0		
	札幌市	10	6	1	1	1	0	63	0	1	0	0	0	1	1	0		
	函館市	1	0	0	0	0	0	13	0	1	0	0	0	1	0	0		
	旭川市	1	1	0	0	0	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	15	7	2	2	2	1	883	0	6	0	0	0	6	7	0		
	東北 地区	青森県	1	1	0	0	0	0	87	0	1	0	0	0	1	0	0	
		青森市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
		八戸市	2	0	0	0	2	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	
		岩手県	12	9	4	4	0	3	159	0	0	0	0	1	1	1	0	
		盛岡市	0	0	0	0	0	0	38	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮城県		4	3	2	1	1	2	208	0	4	0	0	0	3	1	0		
仙台市		2	0	4	0	9	5	88	0	12	0	0	4	13	3	0		
秋田県		3	2	1	1	2	1	103	0	0	0	0	1	1	0	0		
秋田市		3	2	0	0	0	0	17	0	1	0	0	0	2	2	0		
山形県		17	16	1	0	1	0	107	2	3	2	0	0	2	1	0		
山形市		3	3	1	1	0	1	11	0	1	1	0	1	0	0	0		
福島県		13	11	2	5	4	4	170	0	8	0	0	0	0	2	0		
福島市		0	0	0	0	2	0	22	0	1	0	0	0	0	0	0		
郡山市		6	6	0	0	1	0	29	0	3	0	0	1	0	0	0		
いわき市		2	1	1	0	1	0	33	0	0	0	0	0	3	2	0		
計	68	54	16	12	24	16	1,091	2	34	3	0	8	27	12	0			
関東 地区	茨城県	18	15	10	9	1	8	369	0	9	0	0	3	3	3	0		
	水戸市	0	0	0	0	0	0	44	0	0	0	0	0	0	0	0		
	つくば市	66	65	7	7	2	9	75	1	3	1	0	0	4	2	0		
	栃木県	8	7	12	12	2	12	274	0	3	0	0	9	9	0	0		
	宇都宮市	4	4	2	2	1	3	33	0	0	0	0	0	2	0	0		
	群馬県	6	6	5	5	4	2	108	5	5	3	0	2	8	4	0		
	前橋市	2	2	1	1	0	1	33	0	7	0	0	1	3	0	0		
	高崎市	3	2	2	1	1	1	22	0	2	1	0	0	2	0	0		
	伊勢崎市	1	1	3	4	0	4	57	0	1	1	0	0	1	0	0		
	太田市	0	0	2	2	1	3	23	0	1	1	0	0	3	0	0		
	埼玉県	10	7	4	3	11	2	266	2	49	1	0	6	13	0	0		
	さいたま市	4	1	0	0	2	0	40	0	3	0	0	0	1	1	0		
	川越市	7	7	0	0	1	0	21	0	4	0	0	0	2	0	0		
	川口市	2	1	2	1	3	1	18	1	3	1	0	0	4	2	0		
	所沢市	0	0	0	0	2	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0		
	草加市	0	0	1	1	1	1	8	0	4	0	0	0	3	0	0		
	鎌谷市	0	0	0	0	1	0	9	0	1	0	0	0	0	0	0		
	春日部市	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0		
	熊谷市	2	2	0	0	0	0	15	0	4	0	0	1	1	1	0		
	千葉県	15	5	0	0	1	4	381	0	17	0	0	4	16	3	0		
	千葉市	3	2	0	0	2	0	61	0	14	0	0	4	3	4	0		
	市川市	0	0	0	0	1	0	16	0	5	0	0	1	1	0	0		
	船橋市	0	0	0	0	0	0	37	0	2	0	0	1	3	2	0		
	松戸市	1	1	0	0	1	0	8	0	0	0	0	1	1	0	0		
	柏市	1	1	4	3	0	3	29	0	0	0	0	0	1	2	0		
	市原市	0	0	0	0	0	0	43	0	2	0	0	0	6	6	0		
	東京都	17	7	6	0	45	4	463	0	145	0	0	8	73	6	0		
	八王子市	7	5	1	1	3	1	22	0	9	0	0	1	4	0	0		
	町田市	0	0	0	0	0	0	8	0	2	0	0	0	1	0	0		
	神奈川県	12	9	9	8	10	7	55	0	7	0	0	0	6	1	0		
	横浜市	44	21	15	12	9	22	88	1	21	9	0	0	18	9	0		
	川崎市	15	14	13	13	7	14	43	0	13	0	0	0	12	1	0		
	相模原市	5	4	2	2	3	2	30	2	1	6	0	3	4	0	0		
	横須賀市	2	1	2	2	2	4	8	0	0	0	0	0	1	2	0		
	厚木市	5	5	1	1	0	2	28	3	1	3	0	0	1	0	0		
	平塚市	5	4	1	1	2	1	19	1	3	1	0	1	1	0	0		
	藤沢市	5	5	12	12	0	10	13	0	4	0	0	0	4	0	0		
	小田原市	0	0	4	4	1	8	6	0	6	0	0	0	0	0	0		
	茅ヶ崎市	9	9	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	1	0		
	大和市	0	0	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0		
	新潟県	5	4	1	1	5	1	140	0	2	1	0	1	2	1	0		
	新潟市	1	1	1	1	0	2	50	0	1	0	0	0	2	2	0		
	長岡市	2	1	1	1	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0		
	上越市	1	1	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0		
	山梨県	9	6	2	2	2	2	193	0	4	0	0	0	2	0	0		
甲府市	1	1	0	0	3	0	18	0	0	2	0	0	2	2	0			
静岡県	13	12	18	18	3	17	187	0	6	0	0	0	4	1	0			
静岡市	3	3	0	0	1	0	90	0	2	0	0	0	1	1	0			
浜松市	5	5	7	5	0	5	114	0	7	0	0	0	5	0	0			
沼津市	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0	1	1	0			
富士市	3	2	0	0	0	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	322	249	151	135	135	156	3,696	16	373	29	0	48	235	58	0			
中部 地区	富山県	7	6	2	1	0	1	80	0	1	0	0	0	1	0	0		
	富山市	3	3	2	2	0	2	39	0	0	0	0	0	0	0	0		
	石川県	5	4	1	1	0	1	81	0	4	0	0	0	0	0	0		
	金沢市	0	0	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0	1	1	0		
	福井県	3	3	0	0	0	0	68	2	3	2	0	0	3	1	0		
	福井市	1	1	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0		
	長野県	18	16	2	2	1	4	202	1	0	1	0	1	4	0	0		
	長野市	0	0	0	0	1	0	30	0	1	0	0	0	1	1	0		
	松本市	0	0	1	1	0	1	20	0	2	0	0	1	2	0	0		
	岐阜県	5	4	4	4	0	4	218	0	3	0	0	1	2	0	0		
	岐阜市	0	0	0	0	1	0	30	0	1	1	0	1	0	0	0		
	愛知県	22	19	28	20	11	30	276	0	11	0	0	5	17	6	0		
	名古屋	6	4	9	9	10	9	116	2	11	3	0	1	18	29	0		
	豊橋市	1	1	5	5	0	4	26	0	1	0	0	1	1	0	0		
	岡崎市	1	0	0	0	0	0	42	0	1	0	0	0	0	1	0		
一宮市	3	3	0	0	1	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0			
春日井市	0	0	1	0	0	1	33	0	1	0	0	0	0	0	0			
豊田市	4	4	4	4	1	5	55	0	3	0	0	0	5	0	0			
三重県	11	8	7	6	1	6	217	0	2	0	0	1	2	1	0			
四日市市	3	2	3	3	0	3	60	0	3	1	0	0	1	0	0			
計	93	78	69	58	27	71	1,669	5	48	8	0	12	58	40	0			

(続き)

都道府県・ 政令市	(件数)															
	有害物質 使用特定 施設の 廃止件数	法第3条					法第4条					法第5条	法第6条	法第11条	法第14条	処理事業省令 第13条
		うち、一時的 免除件数	形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数		形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数		調査結果 報告件数	要措置区域 指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	申請件数	調査結果 報告件数	
					第1項	第8項			第2項	第3項						
近畿地区	滋賀県	14	14	18	4	16	179	1	6	1	0	3	12	1	0	
	大津市	4	4	2	0	2	19	0	1	0	0	0	5	4	0	
	京都府	4	2	3	3	1	3	123	0	3	0	0	2	0	0	
	京都市	17	9	3	3	4	3	47	1	3	1	0	5	8	4	
	大阪府	13	12	8	8	2	7	143	0	14	1	0	6	8	0	
	大阪市	20	12	3	3	16	3	89	0	18	0	0	32	12	0	
	堺市	2	0	2	2	0	3	44	0	11	0	0	7	7	0	
	岸和田市	1	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	1	0	0	
	豊中市	5	5	1	0	0	0	14	0	0	1	0	2	1	0	
	吹田市	18	18	2	2	0	2	18	0	4	0	0	3	1	0	
	高槻市	0	0	0	0	0	0	20	2	4	2	0	0	0	0	
	枚方市	3	2	8	8	1	8	11	0	2	0	0	5	1	1	
	茨木市	21	21	1	1	0	0	13	0	2	0	0	1	0	0	
	八尾市	1	0	0	0	1	0	9	0	1	0	0	0	0	0	
	寝屋川市	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	
	東大阪市	2	1	0	0	4	0	18	0	3	0	0	8	1	0	
	兵庫県	16	9	9	9	1	8	174	0	11	0	0	14	4	0	
	神戸市	27	15	6	6	4	7	71	0	10	0	0	8	1	0	
	姫路市	6	5	6	6	0	5	49	0	2	1	0	8	11	0	
	尼崎市	3	3	3	3	0	3	16	0	3	0	0	4	4	0	
	明石市	0	0	2	2	2	1	16	0	2	0	0	4	0	0	
	西宮市	0	0	0	0	1	0	13	1	0	0	0	1	0	0	
	加古川市	0	0	0	0	0	0	25	0	2	0	0	2	3	0	
	宝塚市	5	5	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	
	奈良県	1	1	0	0	0	0	87	0	0	0	0	1	1	0	
	奈良市	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	
	和歌山県	0	0	0	0	0	0	89	0	4	0	0	1	1	0	
	和歌山市	1	1	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	
	計	184	139	77	76	41	71	1,346	5	106	8	0	10	135	65	1
中国四国地区	鳥取県	0	0	0	0	1	0	49	0	0	0	0	1	0	0	
	鳥取市	1	1	0	0	0	0	18	0	0	0	0	2	0	0	
	鳥取県	2	1	3	3	1	2	154	0	0	0	0	1	0	0	
	松江市	1	0	0	0	1	0	23	0	0	0	0	0	0	0	
	岡山県	5	5	1	1	0	2	153	0	2	0	0	3	1	0	
	岡山市	8	6	1	1	1	2	76	1	7	1	0	1	0	0	
	倉敷市	2	1	11	11	2	10	52	1	4	1	0	6	1	0	
	広島県	7	7	5	5	3	5	246	1	0	1	0	2	0	0	
	広島市	5	3	5	5	3	6	128	1	10	1	0	8	4	0	
	呉市	6	6	0	0	0	0	20	1	0	1	0	3	3	0	
	福山市	1	1	3	3	0	5	32	0	0	0	0	5	1	0	
	山口県	7	5	17	16	1	16	152	0	5	0	0	15	7	0	
	下関市	3	3	2	2	0	1	27	1	1	1	0	1	1	0	
	徳島県	4	3	1	1	0	1	118	0	3	0	0	0	0	0	
	徳島市	3	2	1	1	1	1	33	0	0	0	0	2	1	0	
	香川県	5	5	7	7	0	9	167	1	13	2	0	8	4	0	
	高松市	3	2	1	1	1	1	82	0	0	0	0	1	1	0	
	愛媛県	1	1	0	0	0	0	125	0	2	0	0	1	0	0	
	松山市	1	0	2	2	0	2	63	0	8	0	0	5	0	0	
	高知県	3	1	0	0	1	0	53	0	0	0	0	1	0	1	
	高知市	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	1	0	
	計	68	53	60	59	16	63	1,781	7	55	8	0	1	66	25	1
九州地区	福岡県	5	5	4	4	2	4	284	1	14	1	0	7	5	0	
	北九州市	2	2	1	1	2	1	84	0	14	0	0	10	15	0	
	福岡市	11	9	4	4	4	4	146	1	12	1	0	6	2	0	
	久留米市	0	0	2	2	0	2	54	0	0	0	0	1	1	0	
	佐賀県	1	0	3	3	0	3	123	0	1	0	0	2	1	0	
	佐賀市	0	0	1	1	0	1	46	0	2	0	0	2	2	0	
	長崎県	0	0	0	0	0	0	101	0	3	0	0	0	0	0	
	長崎市	0	0	1	1	0	2	16	0	0	0	0	3	9	0	
	佐世保市	0	0	0	0	0	0	41	0	6	1	0	1	2	0	
	熊本県	11	8	7	7	1	7	256	0	1	0	0	2	0	0	
	熊本市	5	3	1	1	1	1	62	0	0	0	0	1	1	0	
	大分県	1	1	0	0	1	0	106	0	4	0	0	1	0	0	
	大分市	5	4	1	1	0	2	52	0	4	0	0	5	1	1	
	宮崎県	0	0	0	0	0	0	157	0	1	0	0	2	2	0	
	宮崎市	3	3	0	0	1	0	18	0	0	0	0	1	0	0	
	鹿児島県	5	4	0	0	1	0	232	0	8	0	0	0	0	0	
	鹿児島市	3	2	1	1	2	1	38	0	3	0	0	2	0	0	
	沖縄県	2	2	0	0	2	0	211	0	4	0	0	3	1	0	
	那覇市	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	2	2	0	
	計	54	43	26	26	17	28	2,041	2	77	3	0	4	51	44	1
	合計	804	623	401	368	262	406	12,507	37	699	59	0	83	578	251	3

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) 「有害物質使用特定施設の廃止件数」は令和6年度に使用が廃止された件数であり、「一時的免除件数」は廃止件数の内数である。

2.3 年度別の施行状況

法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第6条に規定する要措置区域の指定、法第11条に規定する形質変更時要届出区域の指定、法第14条申請及び処理業省令第13条に基づく調査に関する年度別の施行状況を表2-2に示す。法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査、法第14条申請における調査及び処理業省令第13条に基づく調査の結果報告件数は、令和6年度は1,680件（法第3条668件、法第4条758件、法第5条0件、法第14条251件、処理業省令第13条3件）であり、前年度（1,509件）より増加した。

調査の結果、法第6条第1項及び法第11条第1項に基づき要措置区域等に指定された件数は、令和6年度は661件（要措置区域83件、形質変更時要届出区域578件）であり、前年度（588件）より増加した。要措置区域等において土壤汚染の除去等の実施措置が実施され、区域の指定が解除された件数は、令和6年度は221件（要措置区域53件、形質変更時要届出区域168件）であり、前年度（222件）より減少した。

表 2-2 年度別の施行状況

(件数)

施行状況		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	累計	
法第3条	有害物質使用特定施設の廃止件数	37	572	802	885	941	944	1,031	936	899	771	1,233	1,080	1,350	1,343	1,204	1,076	897	931	817	848	797	902	804	21,100	
	うち、一時的免除件数	4	424	601	737	734	847	898	815	685	498	970	628	653	758	650	573	691	664	608	677	608	664	623	15,010	
	形質変更届出件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	293	230	292	333	375	401	1,924	
	うち、調査命令件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	273	209	269	326	343	368	1,788	
調査結果報告件数 (R1より第8項に基づく調査結果報告を含む)		0	87	163	185	265	243	240	299	204	245	243	240	282	254	284	290	243	510	497	530	585	598	668	7,155	
法第4条	形質変更届出件数	-	-	-	-	-	-	-	-	10,815	9,525	9,949	10,848	10,602	10,650	10,946	10,741	10,800	11,227	15,525	16,158	14,695	13,248	12,507	178,236	
	うち、調査命令件数	-	-	-	-	-	-	-	-	270	180	126	142	164	118	118	154	91	79	52	65	72	65	37	1,733	
	調査結果報告件数 (H30より第2項に基づく調査結果報告を含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	226	199	143	150	154	130	119	170	460	502	627	672	767	698	758	5,775	
法第5条	調査命令件数	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
	うち、調査結果報告件数	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
	都道府県知事が自ら調査した件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
法第6条・法第11条	前年度末時点の区域指定件数(A)	0	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	930	1,295	1,568	1,782	2,073	2,394	2,668	2,960	3,250	3,574	3,918	4,284	-	
	要措置区域	-	-	-	-	-	-	-	-	7	41	81	98	143	169	181	202	219	241	237	245	275	298	311	-	
	形質変更時要届出区域	-	-	-	-	-	-	-	-	195	339	585	832	1,152	1,399	1,601	1,871	2,175	2,427	2,723	3,005	3,299	3,620	3,973	-	
	当該年度の区域指定件数(B)	0	21	43	48	77	81	71	94	275	450	466	480	532	479	528	554	457	491	518	530	590	588	661	8,034	
	要措置区域に指定	-	-	-	-	-	-	-	-	45	80	72	73	84	72	80	84	70	52	60	74	93	71	83	1,093	
	形質変更時要届出区域に指定	-	-	-	-	-	-	-	-	230	370	394	407	448	407	448	470	387	439	458	456	497	517	578	6,506	
	区域指定の解除件数(C)	0	4	22	24	34	49	41	59	97	164	202	115	259	265	237	233	183	199	228	206	246	222	221	3,310	
	要措置区域の解除	-	-	-	-	-	-	-	-	11	40	55	28	58	60	59	67	48	56	52	44	70	58	53	759	
	形質変更時要届出区域の解除	-	-	-	-	-	-	-	-	86	124	147	87	201	205	178	166	135	143	176	162	176	164	168	2,318	
	区域指定の変更件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	3	1	3	2	2	3	4	3	2	4	6	7	50	
	要措置区域へ変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	形質変更時要届出区域へ変更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	3	2	1	3	2	2	3	4	3	2	4	6	7	47	
	引き続き区域指定の件数(A+B-C)	0	17	38	62	105	137	167	202	380	666	930	1,295	1,568	1,782	2,073	2,394	2,668	2,960	3,250	3,574	3,918	4,284	4,724	-	
要措置区域	-	-	-	-	-	-	-	-	41	81	98	143	169	181	202	219	241	237	245	275	298	311	341	-		
形質変更時要届出区域	-	-	-	-	-	-	-	-	339	585	832	1,152	1,399	1,601	1,871	2,175	2,427	2,723	3,005	3,299	3,620	3,973	4,383	-		
法第14条	申請件数(調査結果報告件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	89	241	303	298	390	368	428	379	348	243	217	211	224	212	251	4,202	
処理業省令第13条 調査結果報告件数		-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	1	2	0	1	3	11	
調査結果報告件数合計		0	90	164	185	265	244	240	299	519	685	690	688	826	754	831	839	1,051	1,257	1,342	1,415	1,576	1,509	1,680	17,149	

注1) 平成14年度については法施行日(平成15年2月15日)から平成15年3月31日までの状況である。

注2) 平成14年度から平成30年度までについては、有害物質使用特定施設の使用の廃止と調査の年度が異なる事例、使用が廃止された施設が設置されていた工場又は事業場に係る土地所有者が複数存在して各々の所有者が一時的免除の確認を行った事例、調査を実施するか確認の手続きを行うか検討中の事例等があるため、法第3条の調査結果報告件数と一時的免除件数等との和は、廃止件数と一致しない。また、令和元年度以降については第8項に基づく調査結果報告も含まれるため一致しない。

注3) 調査結果報告件数は平成15年施行法の施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

注4) 引き続き区域指定の要措置区域及び形質変更時要届出区域については、各調査年度における自治体からの報告件数をもとに集計及び累計しているため、報告漏れ等により『2.1 令和6年度の施行状況 2)条項別の施行状況』における「区域指定状況(当該年度末時点)」と相違が生じている。また、平成30年度以前の累計の計算方法等を見直したため、平成30年度調査結果における報告件数とは異なる。

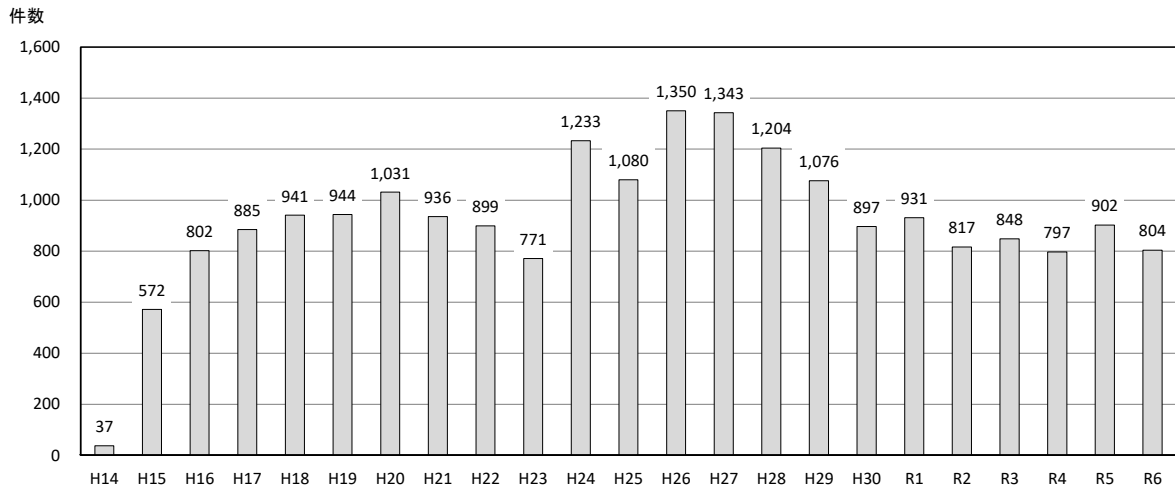
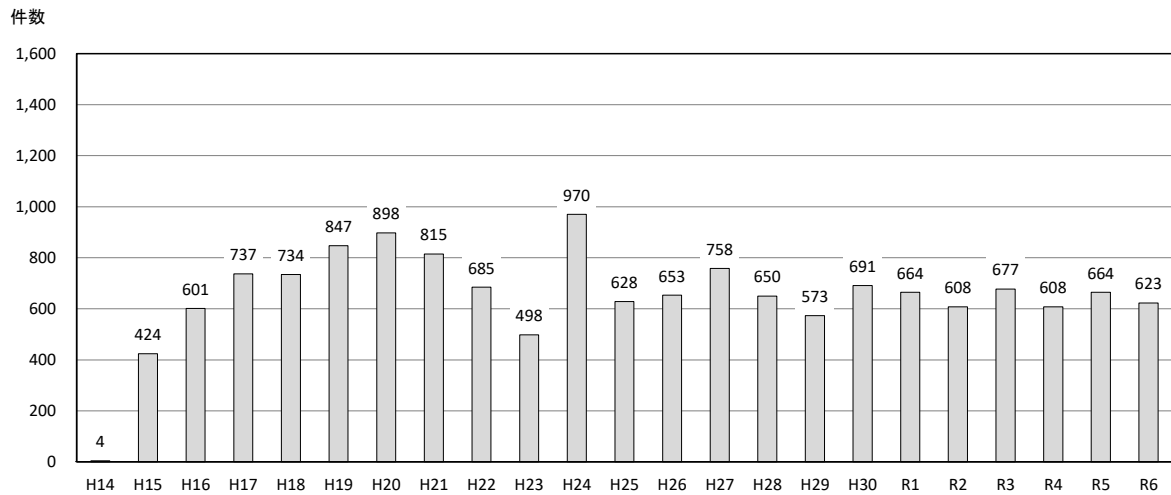


図 2-8 有害物質使用特定施設の使用の廃止件数の推移



※ 当該年度に有害物質使用特定施設の使用が廃止され、一時的免除されたものに限る。

図 2-9 一時的免除件数の推移

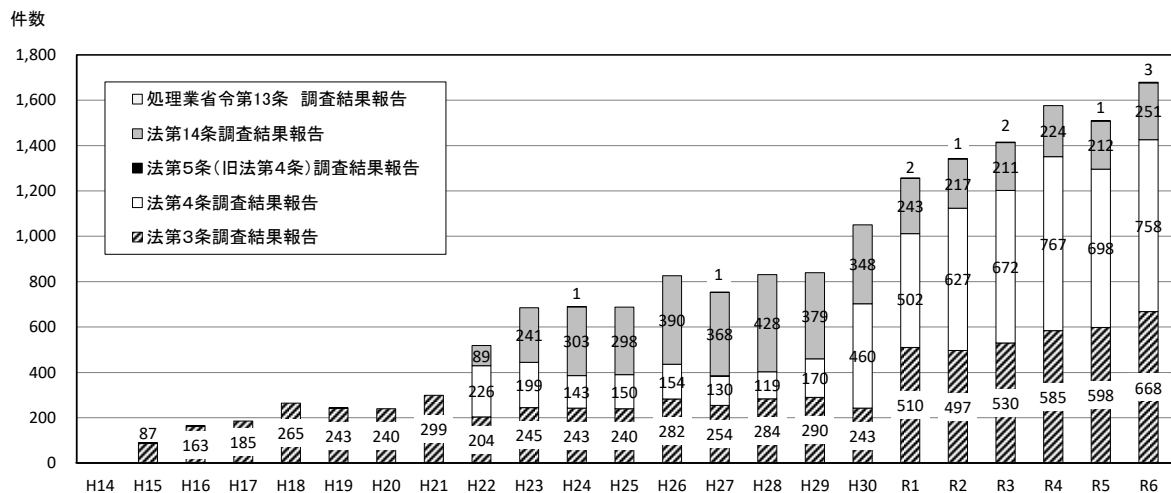


図 2-10 法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に基づく調査結果報告件数の推移

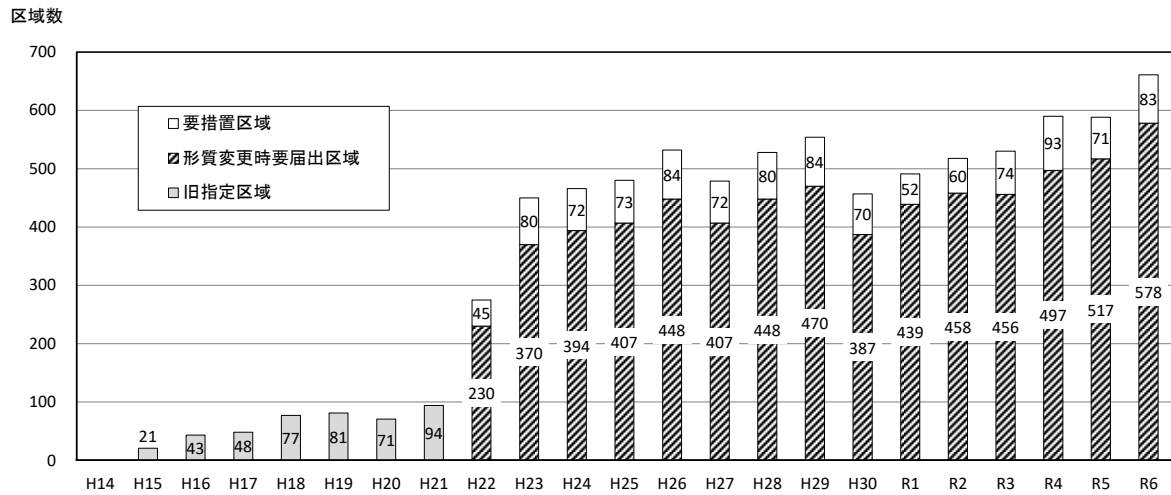


図 2-11 要措置区域等（旧指定区域）の指定件数の推移

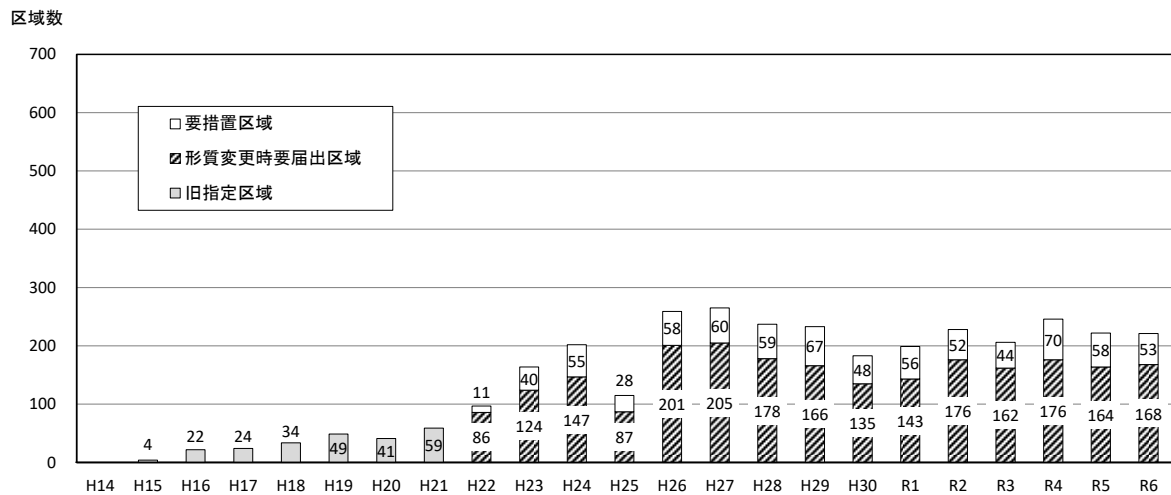


図 2-12 要措置区域等（旧指定区域）の指定の解除件数の推移

3. 土壤汚染状況調査及び区域の指定事例

3.1 土壤汚染状況調査について

3.1.1 法第3条に基づく調査

1) 有害物質使用特定施設の使用の廃止

令和6年度に法第3条調査の結果が報告された有害物質使用特定施設を施設の種類別に表3-1及び表3-2に示す。令和6年度に法第3条調査の結果が報告（第1項又は第8項）された有害物質使用特定施設は「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

累計では「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

令和6年度並びに累計における法第3条調査が一時的免除された有害物質使用特定施設は「科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場の洗浄施設」、「酸又はアルカリによる表面処理施設」、「電気めっき施設」の順に多かった。

表 3-1 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（令和 6 年度）

（件数：複数回答有）

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設		調査が一時的免除された有害物質使用特定施設
		法第3条第1項	法第3条第8項	
業種名	特定施設名及び号番号、記号			
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業		2	0	4
	染色施設 19、ト	2	0	3
	薬液浸透施設 19、チ	0	0	1
木材薬品処理業		1	0	1
	薬液浸透施設 22、ロ	1	0	1
新聞業、出版業、印刷業又は製版業		1	0	4
	自動式フィルム現像洗浄施設 23の2、イ	0	0	2
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 23の2、ロ	1	0	2
無機顔料製造業		0	0	1
	ろ過施設 26、ロ	0	0	1
前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業		0	2	22
	ろ過施設 27、イ	0	1	5
	遠心分離機 27、ロ	0	1	6
	反応施設 27、ヘ	0	0	1
	廃ガス洗浄施設 27、ヌ	0	0	9
	湿式集じん施設 27、ル	0	0	1
メタン誘導品製造業		0	0	1
	洗浄施設及びろ過施設 31、ハ	0	0	1
有機顔料又は合成染料の製造業		0	0	1
	廃ガス洗浄施設 32、ニ	0	0	1
合成樹脂製造業		0	1	4
	縮合反応施設 33、イ	0	0	1
	水洗施設 33、ロ	0	0	2
	廃ガス洗浄施設 33、リ	0	1	1
合成ゴム製造業		0	0	1
	水洗施設 34、ハ	0	0	1
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業		0	4	3
	分離施設 37、ロ	0	2	1
	急冷施設及び蒸りゆう施設 37、ニ	0	0	1
	蒸りゆう施設 37、ホ	0	0	1
	廃ガス洗浄施設 37、タ	0	2	0
天然樹脂製品製造業		0	0	1
	脱水施設 44、ロ	0	0	1
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業		2	17	32
	水洗施設 46、イ	1	11	9
	ろ過施設 46、ロ	1	5	6
	濃縮施設 46、ハ	0	0	1
	廃ガス洗浄施設 46、ニ	0	1	16
医薬品製造業		3	19	14
	ろ過施設 47、ロ	0	4	1
	分離施設 47、ハ	2	12	7
	混合施設 47、ニ	0	2	6
	廃ガス洗浄施設 47、ホ	1	1	0
火薬製造業		0	0	1
	洗浄施設 48	0	0	1

(続き)

(件数：複数回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設		調査が一時的免除された有害物質使用特定施設
業種名	特定施設名及び号番号、記号	法第3条第1項	法第3条第8項	
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業		0	2	3
	直接加硫施設	51の2	0	2
ガラス又はガラス製品の製造業		6	7	40
	研摩洗浄施設	53、イ	6	1
	廃ガス洗浄施設	53、ロ	0	6
窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業		4	4	4
	水洗式破砕施設	58、イ	3	2
	水洗式分別施設	58、ロ	0	0
	酸処理施設	58、ハ	0	1
	脱水施設	58、ニ	1	1
砕石業		1	0	0
	水洗式分別施設	59、ロ	1	0
鉄鋼業		0	2	0
	タール及びガス液分離施設	61、イ	0	2
鉄鋼業		0	2	1
	ガス冷却洗浄施設	61、ロ	0	1
	圧延施設	61、ハ	0	1
非鉄金属製造業		6	4	13
	還元そう	62、イ	0	0
	電解施設	62、ロ	1	0
	廃ガス洗浄施設	62、ホ	3	2
	湿式集じん施設	62、ヘ	2	2
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)		13	33	55
	焼入れ施設	63、イ	0	2
	電解式洗浄施設	63、ロ	1	0
	水銀精製施設	63、ニ	1	0
	廃ガス洗浄施設	63、ホ	11	31
酸又はアルカリによる表面処理		57	102	186
	表面処理施設	65	57	102
電気めつき		37	36	123
	電気めつき施設	66	37	36
洗たく業		35	0	77
	洗浄施設	67	35	0
写真現像業		3	1	6
	自動式フィルム現像洗浄施設	68	3	1
病院		8	14	15
	ちゆう房施設	68の2、イ	2	1
	洗浄施設	68の2、ロ	4	12
	入浴施設	68の2、ハ	2	1
自動車分解整備事業		1	0	0
	洗車施設	70の2	1	0
自動式車両洗浄		1	0	0
	自動式車両洗浄施設	71	1	0
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場		44	89	400
	洗浄施設	71の2、イ	44	89

(続き)

(件数：複数回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設		調査が一時的免除された有害物質使用特定施設	
業種名	特定施設名及び号番号、記号	法第3条第1項	法第3条第8項		
産業廃棄物処理		2	2	8	
	産業廃棄物処理施設	71の4、イ	0	0	1
	産業廃棄物処理施設	71の4、ロ	2	2	7
前各号を除く		25	9	47	
	洗浄施設	71の5	25	9	47
前各号を除く		2	4	8	
	蒸留施設	71の6	2	4	8
前2号を除く		0	1	13	
	排水処理施設	74	0	1	13
合計		254	355	1,089	

注1) 「特定施設名及び号番号、記号」は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

注2) 「調査結果が報告された有害物質使用特定施設の件数」及び「調査が一時的免除された有害物質使用特定施設の件数」は、令和6年度に法第3条第1項及び第8項に基づき報告された調査結果であって、業種名、特定施設名及び号番号、記号について回答があった有害物質使用特定施設、又は、令和6年度に有害物質使用特定施設の使用が廃止され、業種名、特定施設名及び号番号、記号について回答があった有害物質使用特定施設を抜粋し集計している。

表 3-2 法第 3 条調査に関する有害物質使用特定施設（累計）

（件数：複数回答有）

業種名	有害物質使用特定施設 特定施設名及び号番号、記号		調査結果が報告された 有害物質使用特定施設		調査が一時的免除された 有害物質使用特定施設
			法第3条第1項	法第3条第8項	
鋳業又は水洗炭業			6	0	4
	選鋳施設	1、イ	3	0	3
	坑水中和沈でん施設	1、ハ	0	0	1
	掘さく用の泥水分離施設	1、ニ	3	0	0
畜産農業又はサービス業			3	0	2
	豚房施設	1の2、イ	1	0	1
	牛房施設	1の2、ロ	2	0	1
畜産食料品製造業			1	0	4
	原料処理施設	2、イ	1	0	2
	洗浄施設	2、ロ	0	0	2
野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業			0	0	1
	湯煮施設	4、ニ	0	0	1
動物系飼料又は有機質肥料の製造業			10	0	2
	原料処理施設	11、イ	4	0	0
	圧搾施設	11、ハ	3	0	1
	真空濃縮施設	11、ニ	0	0	1
	水洗式脱臭施設	11、ホ	3	0	0
動植物油脂製造業			0	0	1
	原料処理施設	12、イ	0	0	1
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業			129	4	109
	まゆ湯煮施設	19、イ	2	0	1
	原料浸せき施設	19、ハ	1	0	1
	精練機及び精練そう	19、ニ	14	0	4
	シルケット機	19、ホ	3	0	3
	漂白機及び漂白そう	19、ヘ	6	0	3
	染色施設	19、ト	85	3	68
	薬液浸透施設	19、チ	17	1	29
	のり抜き施設	19、リ	1	0	0
洗毛業			0	0	1
	洗毛施設	20、イ	0	0	1
化学繊維製造業			6	0	4
	湿式紡糸施設	21、イ	0	0	2
	リントー又は未精練繊維の薬液処理施設	21、ロ	0	0	1
	原料回収施設	21、ハ	6	0	1
合板製造業			0	0	1
	接着機洗浄施設	21の3	0	0	1
木材薬品処理業			4	0	6
	薬液浸透施設	22、ロ	4	0	6
パルプ、紙又は紙加工品の製造業			5	1	10
	原料浸せき施設	23、イ	2	0	3
	湿式パーカー	23、ロ	2	0	4
	蒸解廃液濃縮施設	23、ホ	0	0	1
	チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設	23、ヘ	0	1	1
	抄紙施設	23、チ	1	0	0
	湿式繊維板成型施設	23、ヌ	0	0	1

(続き)

(件数：複数回答有)

業種名	有害物質使用特定施設 特定施設名及び号番号、記号	調査結果が報告された 有害物質使用特定施設		調査が一時的免除された 有害物質使用特定施設
		法第3条第1項	法第3条第8項	
新聞業、出版業、印刷業又は製版業		45	0	82
	自動式フィルム現像洗浄施設	23の2、イ	0	27
	自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	23の2、ロ	0	55
化学肥料製造業		0	1	16
	ろ過施設	24、イ	1	4
	水洗式破砕施設	24、ハ	0	1
	廃ガス洗浄施設	24、ニ	0	11
水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業		0	0	2
	塩水精製施設	25、イ	0	1
	電解施設	25、ロ	0	1
無機顔料製造業		22	0	69
	洗浄施設	26、イ	0	11
	ろ過施設	26、ロ	0	16
	遠心分離機	26、ハ	0	1
	廃ガス洗浄施設	26、ホ	0	41
前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業		37	23	350
	ろ過施設	27、イ	7	94
	遠心分離機	27、ロ	3	46
	亜硫酸ガス冷却洗浄施設	27、ハ	0	4
	洗浄施設	27、ニ	0	3
	反応施設	27、ヘ	0	2
	廃ガス洗浄施設	27、ヌ	11	179
	湿式集じん施設	27、ル	2	22
カーバイト法アセチレン誘導品製造業		1	0	1
	湿式アセチレンガス発生施設	28、イ	0	0
	洗浄施設及び蒸りゆう施設	28、ロ	0	1
コールタール製品製造業		0	0	1
	静置分離器	29、ロ	0	1
発酵工業		0	0	3
	遠心分離機	30、ハ	0	3
メタン誘導品製造業		0	0	13
	蒸りゆう施設	31、イ	0	2
	洗浄施設及びろ過施設	31、ハ	0	11
有機顔料又は合成染料の製造業		7	0	17
	ろ過施設	32、イ	0	8
	遠心分離機	32、ハ	0	4
	廃ガス洗浄施設	32、ニ	0	5
合成樹脂製造業		20	9	91
	縮合反応施設	33、イ	0	11
	水洗施設	33、ロ	0	31
	遠心分離機	33、ハ	2	12
	静置分離器	33、ニ	0	23
	ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設	33、ホ	0	1
	廃ガス洗浄施設	33、リ	7	13
合成ゴム製造業		0	0	9
	水洗施設	34、ハ	0	9

(続き)

(件数：複数回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設		調査が一時的免除された有害物質使用特定施設
業種名	特定施設名及び号番号、記号	法第3条第1項	法第3条第8項	
有機ゴム薬品製造業		13	4	5
	分離施設	35、ロ	6	2
	廃ガス洗浄施設	35、ハ	7	2
合成洗剤製造業		0	0	3
	廃ガス洗浄施設	36、ロ	0	2
	湿式集じん施設	36、ハ	0	1
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業		35	14	118
	洗浄施設	37、イ	5	0
	分離施設	37、ロ	23	9
	ろ過施設	37、ハ	0	2
	急冷施設及び蒸りゆう施設	37、ニ	2	0
	蒸りゆう施設	37、ホ	2	0
	蒸りゆう施設及び濃縮施設	37、チ	0	0
	酸又はアルカリによる処理施設	37、ヌ	0	0
	反応施設及びメチルアルコール回収施設	37、ヨ	0	0
	廃ガス洗浄施設	37、タ	3	3
香料製造業		5	1	7
	洗浄施設	41、イ	3	1
	抽出施設	41、ロ	2	0
写真感光材料製造業		2	0	4
	感光剤洗浄施設	43	2	0
天然樹脂製品製造業		0	0	1
	脱水施設	44、ロ	0	0
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業		29	36	413
	水洗施設	46、イ	11	18
	ろ過施設	46、ロ	11	12
	濃縮施設	46、ハ	1	0
	廃ガス洗浄施設	46、ニ	6	6
医薬品製造業		36	48	315
	動物原料処理施設	47、イ	1	0
	ろ過施設	47、ロ	10	12
	分離施設	47、ハ	12	26
	混合施設	47、ニ	3	8
	廃ガス洗浄施設	47、ホ	10	2
火薬製造業		0	0	5
	洗浄施設	48	0	0
農薬製造業		4	0	6
	混合施設	49	4	0
第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業		1	2	4
	試薬製造施設	50	1	2
石油精製業		0	0	19
	脱塩施設	51、イ	0	0
	原油常圧蒸りゆう施設	51、ロ	0	0
	脱硫施設	51、ハ	0	0
	揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設	51、ニ	0	0
	潤滑油洗浄施設	51、ホ	0	0

(続き)

(件数：複数回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設		調査が一時的免除された有害物質使用特定施設
業種名	特定施設名及び号番号、記号	法第3条第1項	法第3条第8項	
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業		8	6	68
	直接加硫施設 51の2	8	6	68
医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業		1	0	0
	成型型洗浄施設 51の3	1	0	0
皮革製造業		41	0	0
	洗浄施設 52、イ	5	0	0
	石灰づけ施設 52、ロ	3	0	0
	タンニンづけ施設 52、ハ	3	0	0
	クロム浴施設 52、ニ	27	0	0
	染色施設 52、ホ	3	0	0
ガラス又はガラス製品の製造業		163	23	812
	研摩洗浄施設 53、イ	143	9	704
	廃ガス洗浄施設 53、ロ	20	14	108
セメント製品製造業		0	0	2
	成型機 54、ロ	0	0	2
生コンクリート製造業		0	0	1
	パツチャープラント 55	0	0	1
窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業		38	11	100
	水洗式破砕施設 58、イ	26	7	76
	水洗式分別施設 58、ロ	4	0	11
	酸処理施設 58、ハ	1	2	5
	脱水施設 58、ニ	7	2	8
砕石業		1	0	0
	水洗式分別施設 59、ロ	1	0	0
鉄鋼業		0	2	1
	タール及びガス液分離施設 61、イ	0	2	1
鉄鋼業		5	2	22
	ガス冷却洗浄施設 61、ロ	0	1	8
	圧延施設 61、ハ	2	1	4
	焼入れ施設 61、ニ	2	0	4
	湿式集じん施設 61、ホ	1	0	6
非鉄金属製造業		61	14	231
	還元そう 62、イ	4	1	23
	電解施設 62、ロ	5	0	45
	焼入れ施設 62、ハ	0	0	1
	水銀精製施設 62、ニ	1	0	0
	廃ガス洗浄施設 62、ホ	36	6	133
	湿式集じん施設 62、ヘ	15	7	29
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)		431	139	1275
	焼入れ施設 63、イ	64	13	97
	電解式洗浄施設 63、ロ	12	1	56
	カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 63、ハ	2	0	21
	水銀精製施設 63、ニ	2	0	0
	廃ガス洗浄施設 63、ホ	351	125	1101
石炭を燃料とする火力発電		0	0	1
	廃ガス洗浄施設 63の3	0	0	1

(続き)

(件数：複数回答有)

業種名	有害物質使用特定施設 特定施設名及び号番号、記号	調査結果が報告された 有害物質使用特定施設		調査が一時的免除された 有害物質使用特定施設
		法第3条第1項	法第3条第8項	
ガス供給業又はコークス製造業		0	0	2
	ガス冷却洗浄施設 64、ロ	0	0	2
水道、工業用水道又は自家用工業用水道		1	0	0
	ろ過施設 64の2、ロ	1	0	0
酸又はアルカリによる表面処理		1285	469	4750
	表面処理施設 65	1285	469	4750
電気めつき		1039	151	3364
	電気めつき施設 66	1039	151	3364
エチレンオキシド又は一・四・ジオキサンの混合施設		1	0	3
	混合施設 66の2	1	0	3
旅館業		1	0	1
	洗たく施設 66の3、ロ	1	0	1
弁当仕出屋又は弁当製造業		0	0	1
	ちゅう房施設 66の5	0	0	1
洗たく業		872	2	1831
	洗浄施設 67	872	2	1831
写真現像業		71	3	244
	自動式フィルム現像洗浄施設 68	71	3	244
病院		220	78	273
	ちゅう房施設 68の2、イ	46	5	32
	洗浄施設 68の2、ロ	133	69	217
	入浴施設 68の2、ハ	41	4	24
と畜業又は死亡獣畜取扱業		0	0	1
	解体施設 69	0	0	1
中央卸売市場		8	0	1
	卸売場 69の2、イ	1	0	0
	仲卸売場 69の2、ロ	7	0	1
自動車分解整備事業		5	0	2
	洗車施設 70の2	5	0	2
自動式車両洗浄		7	0	4
	自動式車両洗浄施設 71	7	0	4
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場		1195	633	5570
	洗浄施設 71の2、イ	1188	631	5543
	焼入れ施設 71の2、ロ	7	2	27
一般廃棄物処理		1	0	4
	焼却施設 71の3	1	0	4
産業廃棄物処理		52	5	148
	産業廃棄物処理施設 71の4、イ	7	1	43
	産業廃棄物処理施設 71の4、ロ	45	4	105
前各号を除く		693	103	2626
	洗浄施設 71の5	693	103	2626
前各号を除く		95	23	354
	蒸留施設 71の6	95	23	354

(続き)

(件数：複数回答有)

有害物質使用特定施設		調査結果が報告された有害物質使用特定施設		調査が一時的免除された有害物質使用特定施設
業種名	特定施設名及び号番号、記号	法第3条第1項	法第3条第8項	
し尿処理		7	1	17
	し尿処理施設 72	7	1	17
前2号を除く		60	16	140
	排水処理施設 74	60	16	140
合計		6783	1824	23,548

注1) 「特定施設名及び号番号、記号」は、「水質汚濁防止法施行令別表第1に規定する特定施設」を参照。

注2) 「調査結果が報告された有害物質使用特定施設の件数」及び「調査が一時的免除された有害物質使用特定施設の件数」は、令和6年度に法第3条第1項及び第8項に基づき報告された調査結果であって、業種名、特定施設名及び号番号、記号について回答があった有害物質使用特定施設、又は、令和6年度に有害物質使用特定施設の使用が廃止され、業種名、特定施設名及び号番号、記号について回答があった有害物質使用特定施設を抜粋し累計している。

2) 使用等されていた特定有害物質

令和6年度に法第3条調査の結果が報告された有害物質使用特定施設において、使用等されていた特定有害物質を表3-3に示す。使用等されていた特定有害物質は「ふっ素及びその化合物」、「ほう素及びその化合物」、「六価クロム化合物」の順に多かった。

表3-3 使用等されていた特定有害物質（令和6年度）

(件数：複数回答あり)

有害物質使用特定施設 (業種名、特定施設名)	施設数	VOC(第一種)										重金属等(第二種)										農業等(第三種)						
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	一・二ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	テウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物	
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
染色施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
木材薬品処理業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
薬液浸透施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新聞業、出版業、印刷業又は製版業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ろ過施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
遠心分離機	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合成樹脂製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃ガス洗浄施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
分離施設	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃ガス洗浄施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	19	0	1	2	0	0	0	3	0	0	0	1	13	0	0	0	0	0	0	0	6	7	0	0	0	0	0	
水洗施設	12	0	1	1	0	0	0	3	0	0	0	1	8	0	0	0	0	0	0	5	4	0	0	0	0	0	0	
ろ過施設	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	
廃ガス洗浄施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
医薬品製造業	22	1	3	5	1	1	1	7	1	1	1	1	6	3	1	1	2	1	7	1	1	3	7	0	1	1	0	1
ろ過施設	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0
分離施設	14	1	2	3	1	1	1	6	1	1	1	1	4	2	1	1	1	4	1	1	3	5	0	0	1	0	1	
混合施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃ガス洗浄施設	2	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
直接加硫施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
ガラス又はガラス製品の製造業	13	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	11	1	0	0	0	0	0
研磨洗浄施設	7	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	1	0	0	0	0	0
廃ガス洗浄施設	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0
窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	4	5	0	0	0	0	0	0
水洗式破砕施設	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	4	0	0	0	0	0	0
酸処理施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
脱水施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0
砕石業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
水洗式分別施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0

(続き)

(件数：複数回答有)

有害物質使用特定施設 (業種名、特定施設名)	施設数	VOC(第一種)										重金属等(第二種)										農薬等(第三種)					
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	一・二ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
鉄鋼業	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
タール及びガス液分離施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガス冷却洗浄施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
圧延施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非鉄金属製造業	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	0	0	2	2	0	9	7	0	0	0
電解施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	1	1	0	5	3	0	0	
湿式集じん施設	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	1	1	0	4	3	0	0	
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	46	1	1	1	1	1	1	3	2	1	1	3	2	1	9	6	1	0	1	9	1	32	26	0	0	0	
焼入れ施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	
電解式洗浄施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	
水銀精製施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃ガス洗浄施設	42	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	3	2	1	8	6	1	0	1	8	1	31	23	0	0	0	
酸又はアルカリによる表面処理	159	2	4	4	3	4	1	10	6	5	1	15	6	8	41	21	4	0	7	23	5	90	54	0	0	0	
表面処理施設	159	2	4	4	3	4	1	10	6	5	1	15	6	8	41	21	4	0	7	23	5	90	54	0	0	0	
電気めつき	73	2	0	2	2	2	0	4	0	5	3	12	2	2	36	36	1	0	2	20	2	30	43	0	0	0	
電気めつき施設	73	2	0	2	2	2	0	4	0	5	3	12	2	2	36	36	1	0	2	20	2	30	43	0	0	0	
洗たく業	35	4	0	0	4	4	0	1	32	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	
洗浄施設	35	4	0	0	4	4	0	1	32	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	
写真現像業	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	
自動式フィルム現像洗浄施設	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	
病院	22	0	6	6	0	0	0	10	0	0	0	0	7	3	14	12	14	6	9	13	5	9	11	0	0	0	
ちゆう房施設	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	1	2	0	0	2	1	1	1	0	0	0	
洗浄施設	16	0	6	6	0	0	0	8	0	0	0	0	7	1	10	10	10	6	9	9	3	7	9	0	0	0	
入浴施設	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	1	2	0	0	2	1	1	1	0	0	0	
自動車分解整備事業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
洗車施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
自動式車両洗浄	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
自動式車両洗浄施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	133	13	55	44	18	18	15	72	27	25	17	33	67	58	85	88	71	16	53	70	56	92	91	14	13	17	
洗浄施設	133	13	55	44	18	18	15	72	27	25	17	33	67	58	85	88	71	16	53	70	56	92	91	14	13	17	
産業廃棄物処理	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
産業廃棄物処理施設	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
前各号を除く	34	1	0	0	1	1	0	13	4	2	2	18	1	1	7	4	0	0	1	4	1	5	6	0	0	0	
洗浄施設	34	1	0	0	1	1	0	13	4	2	2	18	1	1	7	4	0	0	1	4	1	5	6	0	0	0	
前各号を除く	6	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
蒸留施設	6	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
前2号を除く	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	
排水処理施設	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1	1	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	
合計	609	24	70	64	30	32	18	128	74	40	25	90	112	79	199	176	94	23	84	150	73	299	266	14	14	20	

注) 令和6年度に法第3条第1項及び第8項に基づき報告された調査結果であって、業種名、特定施設名について回答があった有害物質使用特定施設を抜粋し集計している。

3.1.2 法第4条に基づく調査

法第4条調査の調査義務発生の契機となる形質変更の届出件数、調査命令発出件数及び調査結果報告件数を表3-4に示す。令和6年度における法第4条第1項に基づく形質変更の届出件数は12,507件であり、うち、法第4条第3項に基づく調査命令の発出件数は37件であった。また、法第4条第2項に基づく調査結果報告件数は699件であり、そのうち、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地であった件数は123件、基準不適合の件数は276件であった。法第4条第3項に基づく調査結果報告件数は59件であり、そのうち、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地であった件数は9件、基準不適合の件数は21件であった。

表3-4 形質変更の届出件数、調査命令発出件数及び調査結果報告件数

年度	形質変更の届出件数	調査命令発出件数	第4条第2項調査結果報告件数		第4条第3項調査結果報告件数	
				※		※
平成22年度	10,815	270	-	-	226 (156)	-
平成23年度	9,525	180	-	-	199 (110)	-
平成24年度	9,949	126	-	-	143 (61)	-
平成25年度	10,848	142	-	-	150 (48)	-
平成26年度	10,602	164	-	-	154 (68)	-
平成27年度	10,650	118	-	-	130 (43)	-
平成28年度	10,946	118	-	-	119 (52)	-
平成29年度	10,741	154	-	-	170 (52)	-
平成30年度	10,800	91	354 (93)	-	106 (39)	-
令和元年度	11,227	79	401 (141)	-	101 (32)	-
令和2年度	15,525	52	545 (181)	85	82 (28)	21
令和3年度	16,158	65	603 (218)	105	69 (21)	16
令和4年度	14,695	72	685 (257)	117	82 (34)	15
令和5年度	13,248	65	625 (263)	104	73 (23)	10
令和6年度	12,507	37	699 (276)	123	59 (21)	9
累計	178,236	1,733	3,912 (1429)	534	1,863 (788)	71

※ 調査結果報告件数のうち、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地であった件数

注1) 「調査命令発出件数」は、当該年度に形質変更の届出がなされたもののうち、調査命令が発出された件数である。

注2) ()内の数値は、基準不適合の件数を示す。

注3) 「調査結果報告件数」は、1つの調査対象地において、複数回にわたって調査結果が報告された事例や前年度に調査命令が発出され調査結果が報告された事例も含む。

注4) 法第4条第2項及び第3項に基づく調査結果報告件数のうち、「現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地であった件数」については、令和2年度から調査している。

3.1.3 法第5条に基づく調査

令和6年度における法第5条調査の調査命令の発出契機別の調査結果の報告件数を表3-5に示す。調査結果の報告件数は0件であった。

表3-5 法第5条調査の調査命令の発出契機別の調査結果報告件数

(件数：複数回答有)

法第5条調査命令の発出契機	調査結果報告件数		調査結果									
			基準不適合事例		VOC(第一種)不適合		重金属等(第二種)不適合		農業など(第三種)不適合		複合汚染	
	R6	累計	R6	累計	R6	累計	R6	累計	R6	累計	R6	累計
行政による調査	0	(3)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
土壌汚染対策法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例等に基づく立入検査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の法に基づく立入検査	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
行政による任意の土壌汚染調査	0	(1)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による地下水調査	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の地下水調査	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
水濁法に基づく測定計画による公共用水域調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
測定計画外の公共用水域調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
事業者等による調査	0	(4)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
条例等に基づく土壌汚染調査	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
その他の土壌汚染調査	0	(4)	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
回答事例件数	0	(6)	0	(4)	0	(2)	0	(2)	0	(0)	0	(0)

注) () 内の数値は、法施行日(平成15年2月15日)からの累計件数である。

3.1.4 深さの限定を行った事例

令和6年度における法第3条第8項、法第4条第2項及び第3項に基づく調査において、深さの限定を行った報告件数を表3-6に示す。

表3-6 深さの限定を行った件数(令和6年度)

(深さの限定を行った件数：複数回答有)

深さの限定の有無		法第3条第8項調査	法第4条第2、3項調査	合計
深さの限定を行った	試料採取等の対象としなかった単位区画がある	3	6	9
	試料採取の対象としなかった土壌がある	6	21	27
深さの限定を行わなかった		397	732	1,129
合計		406	759	1,165
調査結果報告件数		406	758	1,164

注) 調査結果報告件数は1つの調査結果報告に対し、試料採取等の対象としなかった単位区画と土壌の双方の深さの限定を行った事例もあるため、深さの限定を行った有無の合計と一致しない。

3.1.5 調査の省略を行った事例

令和6年度における法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に基づく調査において、規則第11条に基づき、調査を省略した段階別の報告件数を表3-7に示す。

表3-7 調査を省略した段階別件数（令和6年度）

調査の過程の省略等		法第3条 調査	法第4条 調査	法第5条 調査	法第14条 調査	処理業省令 第13条 調査	合計
土壌汚染のおそれの把握等の省略		2	0	0	3	0	5
試料採取等を行う区画の 選定等の省略	土壌汚染のおそれの区分の分類の省略	1	0	0	1	0	2
	試料採取等を行う区画の選定を省略	6	6	0	19	2	33
試料採取等の省略	人為等由来汚染調査	27	11	0	23	1	62
	自然由来汚染調査	0	3	0	0	0	3
	水面埋立て土砂由来汚染調査	0	0	0	1	0	1
合計		36	20	0	47	3	106
調査の過程の省略なし		654	749	0	176	1	1,580
第1種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例		1	2	0	0	0	3
法第14条申請における汚染の除去等の措置の際の土壌汚染の拡散が見込まれる土地に対する指定の申請		—	—	—	56	—	56
調査結果報告件数		668	758	0	251	3	1,680

注) 調査結果報告件数は1つの調査結果報告に対し、調査の過程が複数省略された事例もあるため、調査の過程の省略等の合計と一致しない。

3.1.6 試料採取等対象物質

令和6年度における法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に基づく調査の試料採取等対象物質を表3-8に示す。令和6年度における試料採取等対象物質は、VOCでは「ベンゼン」、「ジクロロメタン」、「クロロエチレン」の順に多かった。重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「ほう素及びその化合物」の順に多かった。農薬等では「ポリ塩化ビフェニル（PCB）」、「チウラム」、「有機りん化合物」の順に多かった。

表3-8 調査の契機別の試料採取等対象物質

(件数：複数回答有)

調査の契機	VOC(第一種)											重金属等(第二種)										農薬等(第三種)					
	クロロエチレン	四塩化炭素	一・二-ジクロロエタン	一・一-ジクロロエチレン	一・二-ジクロロエチレン	一・三-ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一-トリクロロエタン	一・二-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
法第3条調査	424	275	284	424	408	178	436	324	306	208	411	421	327	467	428	334	42	269	467	331	499	493	117	115	145	192	140
法第4条調査	374	325	300	361	352	248	403	305	310	270	352	511	367	477	413	416	76	325	551	404	497	493	126	121	138	248	136
法第5条調査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条申請	108	86	80	106	103	67	102	83	75	68	104	133	112	146	106	125	34	103	196	170	189	141	37	37	41	69	38
処理業省令第13条調査	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	0	2	3	3	3	2	1	1	1	1
令和6年度	907	687	665	892	864	494	942	713	692	547	868	1,066	808	1,092	948	876	152	699	1,217	908	1,188	1,129	281	274	325	510	315
累計	5,440	5,918	5,647	8,436	8,258	4,539	7,673	6,902	6,343	4,878	8,202	8,577	7,024	9,956	8,398	7,435	2,006	6,214	####	8,017	####	9,567	2,582	2,548	2,758	4,556	2,912

注1) 累計は、法施行日(平成15年2月15日)からの数値である。ただし、処理業省令第13条に基づく調査における試料採取等対象物質の件数は令和元年度より計上している。

注2) 1,2-ジクロロエチレンの累計は、令和元年度までのシス-1,2-ジクロロエチレンの累計件数(3,900件)も含む。

3.1.7 業種区分

令和6年度に法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に基づく調査の対象となった試料採取等対象物質を業種区分別に表3-9に示す。また、業種区分の大分類別における調査結果報告件数を図3-1に示す。「製造業」、「公務(他に分類されるものを除く)」、「学術研究、専門・技術サービス業」の順に多かった。

表3-9 業種区分別の調査結果報告件数及び試料採取等対象物質（令和6年度）

業種区分(日本標準産業分類による大分類・中分類の分類項目及び分類希望・分類番号)		調査結果報告件数(R6)		VOC(第一種)																重金属等(第二種)								農薬等(第三種)											
				クロロエチレン	四塩化炭素	一・一ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	一・二ジクロロエタン	一・二ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀		セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物								
																				メチル	フェニル																		
件数	%																																						
B 漁業		1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
04 水産養殖業		1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
C 鉱業、採石業、砂利採取業		1	0.1	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
05 鉱業、採石業、砂利採取業		1	0.1	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
D 建設業		13	0.8	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	5	3	5	2	2	0	3	9	4	8	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
06 総合工事業		8	0.5	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	4	3	3	2	2	0	3	6	4	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
07 職別工事業(設備工事業を除く)		2	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
08 設備工事業		3	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
E 製造業		711	42.3	422	261	265	413	396	179	435	283	314	215	406	461	299	470	395	311	42	243	511	332	550	509	116	111	142	193	117									
09 食料品製造業		15	0.9	4	4	5	4	3	2	9	3	4	3	4	9	6	5	9	5	0	4	9	5	9	9	2	1	1	3	2									
10 飲料・たばこ・飼料製造業		3	0.2	2	3	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	3	3	2	2	3	3	3	3	0	0	0	0	2										
11 繊維工業		10	0.6	9	8	6	9	9	5	8	9	9	6	9	5	8	7	6	0	5	7	6	7	8	5	5	5	5											
12 木材・木製品製造業(家具を除く)		2	0.1	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 家具・装備品製造業		2	0.1	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	2	0	1	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
14 パルプ・紙・紙加工品製造業		5	0.3	1	1	2	1	1	1	2	1	1	1	1	3	1	3	4	1	0	1	3	2	3	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
15 印刷・同関連業		14	0.8	8	5	7	8	7	4	9	7	6	4	7	9	7	10	8	6	1	6	10	8	12	11	2	2	2	6										
16 化学工業		116	6.9	61	58	58	58	58	33	95	37	42	38	54	87	48	66	72	62	9	40	71	58	86	81	18	18	27	28	26									
17 石油製品・石炭製品製造業		7	0.4	4	1	0	4	0	2	2	0	0	4	4	1	1	1	0	0	2	5	5	4	0	0	0	0	0	0										
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)		7	0.4	2	1	0	1	1	0	3	1	1	0	2	3	3	3	1	2	0	1	5	2	5	2	0	0	1	1										
19 ゴム製品製造業		6	0.4	3	2	1	3	3	1	2	2	3	1	3	2	2	2	2	1	1	1	3	1	2	2	0	0	3	1										
21 窯業・土石製品製造業		30	1.8	11	10	9	11	11	8	12	8	10	9	11	14	14	24	11	13	2	12	19	13	16	17	8	8	8	10	8									
22 鉄鋼業		43	2.6	30	24	22	30	30	21	28	27	25	21	31	31	27	35	31	28	0	31	36	29	40	34	20	20	20	20										
23 非鉄金属製造業		26	1.5	7	11	7	7	7	4	16	8	8	5	9	12	8	14	9	8	0	8	18	12	18	21	2	2	4	4										
24 金属製品製造業		114	6.8	62	27	25	62	61	16	53	29	37	22	66	55	36	90	66	37	7	29	81	27	84	86	7	6	7	24	6									
25 はん用機械器具製造業		15	0.9	10	8	7	10	9	7	10	9	8	7	9	9	7	11	9	8	0	7	10	8	12	11	3	3	3	3										
26 生産用機械器具製造業		19	1.1	11	2	7	11	9	2	10	5	10	6	9	15	5	12	4	6	1	3	14	5	15	6	2	2	2	4										
27 業務用機械器具製造業		27	1.6	22	8	16	22	21	12	22	13	16	14	20	19	15	20	17	14	3	8	24	17	25	22	6	6	8	6										
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		39	2.3	27	11	7	24	25	7	16	17	17	7	24	13	12	19	17	12	3	7	30	22	35	28	5	5	8	5										
29 電気機械器具製造業		56	3.3	45	29	30	46	45	19	37	34	42	25	46	44	35	38	40	27	2	29	48	39	48	45	12	12	13	17	6									
30 情報通信機械器具製造業		3	0.2	3	1	2	3	3	1	3	1	2	2	2	3	2	2	3	2	0	3	3	3	2	3	2	2	2											
31 輸送用機械器具製造業		121	7.2	76	32	36	73	67	27	71	56	57	31	71	87	49	81	62	52	8	31	90	49	95	89	19	16	24	44	17									
32 その他の製造業		31	1.8	22	15	16	22	20	7	22	12	12	11	22	25	14	21	18	16	3	15	24	17	26	22	2	2	6	3										
F 電気・ガス・熱供給・水道業		40	2.4	12	12	12	12	12	9	13	12	10	9	12	19	15	16	18	15	3	10	20	23	17	14	6	6	7	15	7									
33 電気業		25	1.5	2	3	3	2	2	0	4	2	1	0	2	8	4	6	8	5	2	1	5	9	8	4	0	0	1	9										
34 ガス業		3	0.2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	0	2	3	2	1	2	1	1	1	1										
36 水道業		12	0.7	8	7	7	8	8	7	7	8	7	7	8	8	9	8	8	8	1	7	12	12	8	8	5	5	5	6										
G 情報通信業		4	0.2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	2	3	2	2	0	0	0	0										
37 通信業		2	0.1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0										
39 情報サービス業		2	0.1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	2	2	2	2	0	0	0	0										
H 運輸業、郵便業		29	1.7	16	12	10	16	11	8	18	11	16	10	11	23	18	21	15	18	8	16	29	22	18	16	4	4	5	14	4									
42 鉄道業		13	0.8	9	4	4	9	4	2	9	4	9	4	4	10	7	10	8	7	5	7	13	9	9	7</														

(続き)

(試料採取等対象物質の件数：複数回答有)

業種区分(日本標準産業分類による 大分類・中分類の分類項目及び 分類希望・分類番号)	調査結果 報告件数 (R6)		VOC(第一種)												重金属等(第二種)										農業等(第三種)				
			クロロエチレン	四塩化炭素	一・一・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	一・一・ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ペンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀		セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
																		件数	%										
I 卸売・小売業	28	1.7	6	4	4	5	5	4	5	5	5	4	5	22	5	5	4	5	1	5	21	9	9	6	2	2	2	3	2
50 各種商品卸売業	2	0.1	2	1	1	2	2	1	1	2	2	1	2	2	1	1	1	1	0	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
52 飲食料品卸売業	4	0.2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	1	1	2	0	1	2	2	3	1	0	0	0	0	
55 その他の卸売業	6	0.4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	2	1	2	6	2	2	2	1	1	1	2	
56 各種商品小売業	3	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0		
58 飲食料品小売業	1	0.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
60 その他の小売業	12	0.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1	0	0	0	0	1	10	4	3	1	0	0	0		
J 金融・保険業	1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		
65 金融商品取引業、商品先物取引業	1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		
K 不動産業、物品賃貸業	5	0.3	3	3	3	3	3	2	3	2	2	3	3	2	3	3	3	3	3	4	3	4	3	0	0	0	0		
68 不動産取引業	5	0.3	3	3	3	3	2	3	2	2	2	3	3	2	3	3	3	3	3	4	3	4	3	0	0	0	1		
L 学術研究、専門・技術サービス業	90	5.4	57	60	56	56	55	37	71	42	45	41	51	75	68	75	78	64	11	58	71	65	78	76	27	29	34	31	
71 学術・開発研究機関	73	4.3	49	51	48	48	47	30	63	34	37	33	43	64	58	63	67	54	8	49	60	56	66	65	22	24	28	26	
72 専門サービス業(他に分類されないもの)	4	0.2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	3	3	2	0	2	2	2	3	2	1	1	1	1		
74 技術サービス業(他に分類されないもの)	13	0.8	6	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	10	8	9	8	8	3	7	9	7	9	9	4	4	5		
M 宿泊業、飲食サービス業	3	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0		
75 宿泊業	3	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0		
N 生活関連サービス業、娯楽業	63	3.8	48	8	7	48	48	6	9	51	9	7	48	9	7	8	7	5	1	5	9	6	14	9	2	2	3		
78 洗濯・理容・美容・浴場業	52	3.1	46	6	5	46	46	5	7	49	7	5	46	5	3	3	3	3	3	3	3	3	11	3	1	1			
79 その他の生活関連サービス業	6	0.4	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	2	1	2	4	2	3	5	1	1			
80 娯楽業	5	0.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	1			
O 教育、学習支援業	59	3.5	31	35	31	32	31	17	45	23	23	19	29	50	40	47	49	45	11	30	46	36	40	46	10	12			
81 学校教育	53	3.2	26	32	29	27	27	16	40	21	20	17	25	44	35	42	44	42	11	28	40	33	38	41	10	10			
82 その他の教育、学習支援業	6	0.4	5	3	2	5	4	1	5	2	3	2	4	6	5	5	5	3	0	2	6	3	2	5	0	0			
P 医療、福祉	47	2.8	16	18	16	16	15	12	29	12	11	10	14	22	20	32	37	41	5	19	25	32	34	42	8	8			
83 医療業	42	2.5	14	16	14	14	13	11	26	10	9	9	12	21	18	29	33	37	4	16	23	29	31	38	6	6			
84 保健衛生	4	0.2	2	2	2	2	1	3	2	2	1	2	1	2	3	4	4	1	3	2	2	3	4	2	2				
85 社会保険・社会福祉・介護事業	1	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0				
R サービス業(他に分類されないもの)	28	1.7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	12	12	17	10	16	5	12	20	17	16	15	7	7			
88 廃棄物処理業	18	1.1	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	7	9	13	5	13	5	9	15	13	10	7	5				
89 自動車整備業	4	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	4	0	0				
92 その他の事業サービス業	2	0.1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	2	2	2	2	2				
95 その他のサービス業	4	0.2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	0	1	2	2	2	2	0				
S 公務(他に分類されるものを除く)	111	6.6	45	47	44	46	44	37	54	45	41	37	45	72	61	74	68	71	10	53	86	69	69	73	30	29			
97 国家公務	21	1.3	10	8	9	10	10	6	12	10	7	7	10	18	11	16	12	15	1	9	21	10	15	16	6	6			
98 地方公務	90	5.4	35	39	35	36	34	31	42	35	34	30	35	54	50	58	56	56	9	44	65	59	54	57	24	23			
T 分類不能の産業	11	0.7	6	5	3	6	6	3	5	3	3	3	6	9	4	9	6	5	0	5	8	5	6	6	2	2			
99 分類不能の産業	11	0.7	6	5	3	6	6	3	5	3	3	3	6	9	4	9	6	5	0	5	8	5	6	6	2	2			
不明	435	25.9	21	27	28	20	14	29	19	18	16	20	33	33	34	31	33	8	31	39	38	41	36	11	8	11			
合計	1680	100.0	695	503	490	685	658	338	728	519	508	384	662	818	590	820	726	637	105	496	901	665	910	861	225	218			

注1) 合計値や内訳の割合(%)については、小数点第二位を四捨五入し表示しているため、表記上の合計値等が合わない場合がある。

注2) 令和6年度に法第3条、法第4条、法第5条、法第14条、処理業省令第13条に基づく調査の対象となった試料採取等対象物質であって、業種区分について回答があったものを抜粋し集計している。

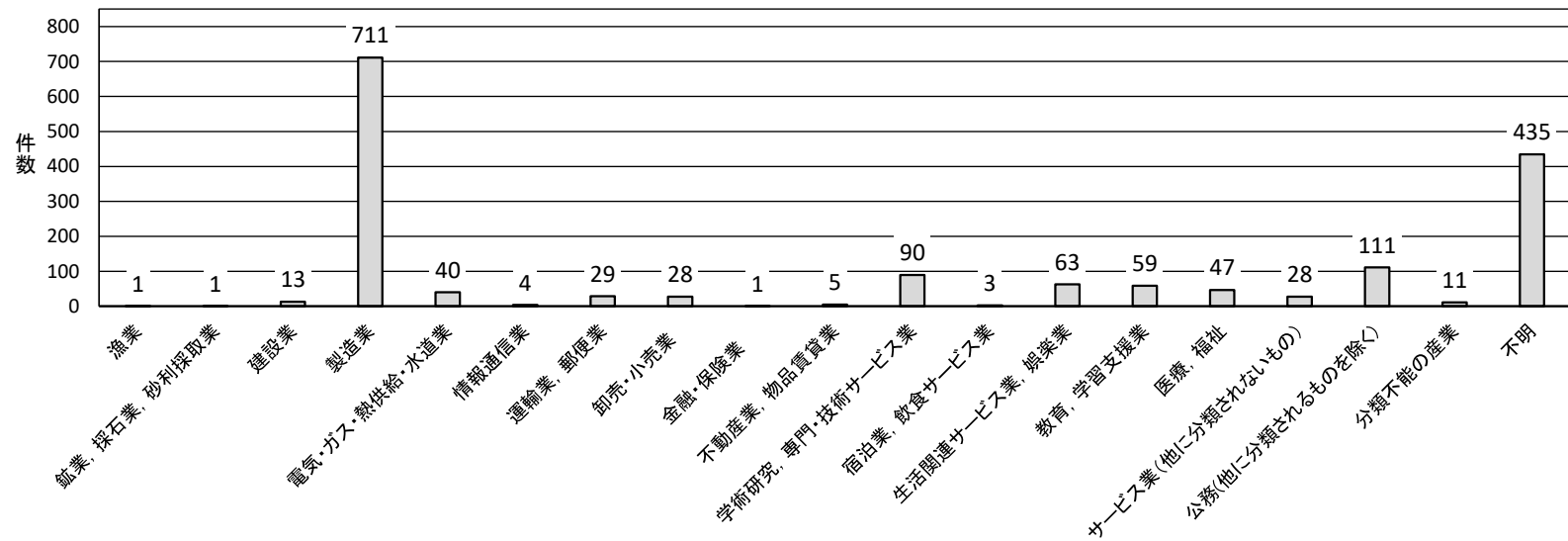


図 3-1 業種区分別（大分類）における調査結果報告件数（令和 6 年度）

3.2 区域の指定について

3.2.1 要措置区域等の指定状況

1) 調査の契機別及び特定有害物質の種類別の要措置区域等指定件数

令和6年度に指定された要措置区域等の指定件数を調査の契機別及び特定有害物質の種類別に表3-10及び図3-2に示す。VOCのみ基準不適合の件数は38件、重金属等のみ基準不適合の件数は554件、複合汚染（VOC、重金属等、農薬等のいずれか2種類以上の基準不適合）の件数は69件であった。

表3-10 調査の契機別及び特定有害物質の種類別の要措置区域等指定件数（令和6年度）

区域指定に至る調査の契機	(件数)						
	要措置区域指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
法第3条	45	215	260	30	187	0	43
法第4条	22	196	218	4	206	0	8
法第5条	0	0	0	0	0	0	0
法第14条	16	147	163	4	143	0	16
法第3条・法第14条	0	7	7	0	7	0	0
法第4条・法第14条	0	11	11	0	10	0	1
処理業省令第13条	0	1	1	0	0	0	1
法第3条・処理業省令第13条	0	1	1	0	1	0	0
合計	83	578	661	38	554	0	69

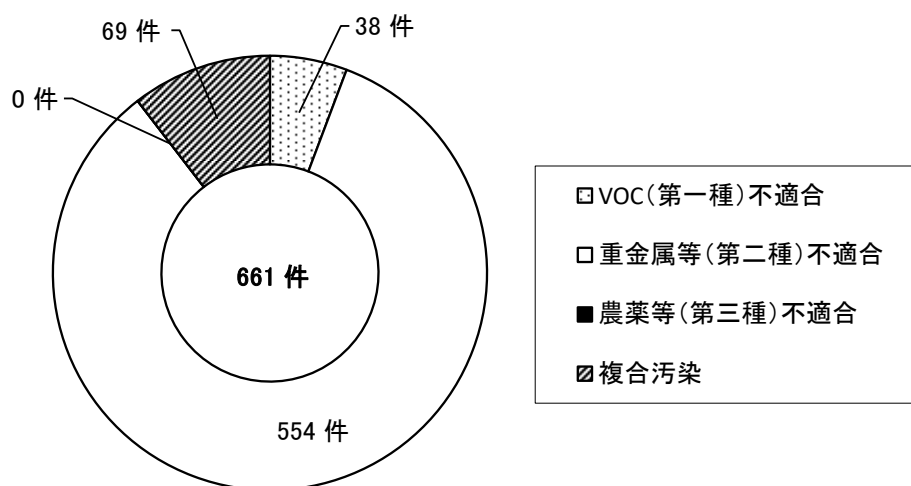


図3-2 特定有害物質の種類別の要措置区域等指定件数（令和6年度）

2) 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数

令和6年度に指定された要措置区域等の指定件数を都道府県・政令市別に表3-11に示す。
要措置区域等の指定件数は「関東地区」、「近畿地区」、「中部地区」の順に多かった。

表3-11 都道府県・政令市別の要措置区域等指定件数（令和6年度）

都道府県 ・ 政令市		調査結果 報告件数	(件数)						
			要措置区域 指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
北海道地区	北海道	11	0	4	4	1	2	0	1
	札幌市	3	0	1	1	0	1	0	0
	函館市	2	0	1	1	0	1	0	0
	旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	16	0	6	6	1	4	0	1
東北地区	青森県	1	0	1	1	0	1	0	0
	青森市	1	0	1	1	1	0	0	0
	八戸市	2	0	0	0	0	0	0	0
	岩手県	4	1	1	2	0	2	0	0
	盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0
	宮城県	8	0	3	3	0	1	0	2
	仙台市	29	4	13	17	0	15	0	2
	秋田県	3	1	1	2	0	0	0	2
	秋田市	3	0	2	2	0	2	0	0
	山形県	7	0	2	2	0	2	0	0
	山形市	3	1	0	1	1	0	0	0
	福島県	18	0	0	0	0	0	0	0
	福島市	3	0	0	0	0	0	0	0
	郡山市	4	1	0	1	1	0	0	0
いわき市	3	0	3	3	0	3	0	0	
計	89	8	27	35	3	26	0	6	
関東地区	茨城県	21	3	3	6	1	5	0	0
	水戸市	0	0	0	0	0	0	0	0
	つくば市	17	0	4	4	0	4	0	0
	栃木県	17	9	9	18	0	18	0	0
	宇都宮市	4	0	2	2	1	1	0	0
	群馬県	18	2	8	10	0	9	0	1
	前橋市	8	1	3	4	0	4	0	0
	高崎市	4	0	2	2	0	2	0	0
	伊勢崎市	6	1	0	1	1	0	0	0
	太田市	5	0	3	3	0	3	0	0
	埼玉県	63	6	13	19	3	14	0	2
	さいたま市	6	0	1	1	0	1	0	0
	川越市	5	0	2	2	0	2	0	0
	川口市	10	0	4	4	0	3	0	1
	所沢市	2	0	0	0	0	0	0	0
	草加市	6	0	3	3	0	2	0	1
	越谷市	2	0	0	0	0	0	0	0
	春日部市	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊谷市	5	1	1	2	0	2	0	0
	千葉県	25	4	16	20	1	15	0	4
	千葉市	20	4	3	7	1	6	0	0
	市川市	6	1	1	2	1	1	0	0
	船橋市	4	1	3	4	0	4	0	0
	松戸市	1	1	1	2	0	0	0	2
	柏市	5	0	1	1	0	1	0	0
	市原市	8	0	6	6	0	4	0	2
	東京都	200	8	73	81	5	69	0	7
	八王子市	13	1	4	5	0	4	0	1
	町田市	2	0	1	1	0	1	0	0
	神奈川県	25	0	6	6	1	5	0	0
横浜市	70	0	18	18	1	14	0	3	
川崎市	35	0	12	12	2	9	0	1	

(続き)

(件数)

都道府県 ・ 政令市	調査結果 報告件数	要措置区域 指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染	
関東地区	相模原市	12	3	4	7	0	4	0	3
	横須賀市	8	0	1	1	0	1	0	0
	厚木市	6	0	1	1	1	0	0	0
	平塚市	7	1	1	2	0	2	0	0
	藤沢市	14	0	4	4	1	3	0	0
	小田原市	15	0	0	0	0	0	0	0
	茅ヶ崎市	1	0	1	1	0	1	0	0
	大和市	1	0	1	1	1	0	0	0
	新潟県	10	1	2	3	1	2	0	0
	新潟市	5	0	2	2	0	2	0	0
	長岡市	0	0	0	0	0	0	0	0
	上越市	0	0	0	0	0	0	0	0
	山梨県	8	0	2	2	0	1	0	1
	甲府市	7	0	2	2	0	2	0	0
	静岡県	27	0	4	4	0	3	0	1
	静岡市	4	0	1	1	0	1	0	0
	浜松市	12	0	5	5	0	4	0	1
	沼津市	1	0	1	1	0	0	0	1
	富士市	0	0	0	0	0	0	0	0
計	751	48	235	283	22	229	0	32	
中部地区	富山県	2	0	1	1	0	1	0	0
	富山市	2	0	0	0	0	0	0	0
	石川県	5	0	0	0	0	0	0	0
	金沢市	1	0	1	1	0	1	0	0
	福井県	6	0	3	3	0	3	0	0
	福井市	0	0	0	0	0	0	0	0
	長野県	6	1	4	5	0	2	0	3
	長野市	3	0	1	1	1	0	0	0
	松本市	3	1	2	3	0	3	0	0
	岐阜県	7	1	2	3	0	3	0	0
	岐阜市	3	1	0	1	0	1	0	0
	愛知県	58	5	17	22	1	20	0	1
	名古屋市	62	1	18	19	1	17	0	1
	豊橋市	5	1	1	2	0	2	0	0
	岡崎市	2	0	0	0	0	0	0	0
	一宮市	1	0	0	0	0	0	0	0
	春日井市	2	0	0	0	0	0	0	0
	豊田市	9	0	5	5	0	4	0	1
	三重県	10	1	2	3	0	3	0	0
四日市市	7	0	1	1	0	1	0	0	
計	194	12	58	70	3	61	0	6	
近畿地区	滋賀県	28	3	12	15	1	13	0	1
	大津市	7	0	5	5	0	5	0	0
	京都府	7	0	2	2	0	2	0	0
	京都市	15	5	8	13	1	12	0	0
	大阪府	32	0	6	6	0	6	0	0
	大阪市	49	0	32	32	0	29	0	3
	堺市	21	0	7	7	0	5	0	2
	岸和田市	1	0	1	1	0	1	0	0
	豊中市	2	0	2	2	0	2	0	0
	吹田市	7	2	3	5	1	2	0	2
	高槻市	6	0	0	0	0	0	0	0
	枚方市	13	0	5	5	1	4	0	0
	茨木市	2	0	1	1	0	1	0	0
	八尾市	2	0	0	0	0	0	0	0
	寝屋川市	0	0	0	0	0	0	0	0
	東大阪市	8	0	8	8	0	6	0	2
	兵庫県	24	0	14	14	1	13	0	0
	神戸市	22	0	8	8	0	7	0	1
	姫路市	19	0	8	8	0	7	0	1
尼崎市	10	0	4	4	0	4	0	0	

(続き)

(件数)

都道府県 ・ 政令市	調査結果 報告件数	(件数)							
		要措置区域 指定件数	形質変更時 要届出区域 指定件数	指定件数	VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染	
近畿地区	明石市	5	0	4	4	0	2	0	2
	西宮市	1	0	1	1	0	1	0	0
	加古川市	5	0	2	2	0	1	0	1
	宝塚市	0	0	0	0	0	0	0	0
	奈良県	1	0	1	1	0	1	0	0
	奈良市	0	0	0	0	0	0	0	0
	和歌山県	5	0	1	1	0	1	0	0
	和歌山市	0	0	0	0	0	0	0	0
計	292	10	135	145	5	125	0	15	
中国 四国地区	鳥取県	1	0	1	1	0	1	0	0
	鳥取市	0	0	2	2	0	2	0	0
	島根県	3	0	1	1	0	1	0	0
	松江市	1	0	0	0	0	0	0	0
	岡山県	5	0	3	3	0	3	0	0
	岡山市	11	0	1	1	0	1	0	0
	倉敷市	18	0	6	6	0	5	0	1
	広島県	9	0	2	2	0	2	0	0
	広島市	24	0	8	8	0	8	0	0
	呉市	4	0	3	3	1	2	0	0
	福山市	6	0	5	5	0	5	0	0
	山口県	29	0	15	15	0	11	0	4
	下関市	4	0	1	1	0	1	0	0
	徳島県	4	0	0	0	0	0	0	0
	徳島市	3	0	2	2	1	1	0	0
	香川県	28	0	8	8	0	8	0	0
	高松市	3	0	1	1	0	1	0	0
	愛媛県	2	0	1	1	0	1	0	0
	松山市	10	1	5	6	0	6	0	0
	高知県	2	0	1	1	0	1	0	0
高知市	1	0	0	0	0	0	0	0	
計	168	1	66	67	2	60	0	5	
九州地区	福岡県	26	0	7	7	0	7	0	0
	北九州市	32	0	10	10	0	7	0	3
	福岡市	23	1	6	7	0	7	0	0
	久留米市	3	0	1	1	0	1	0	0
	佐賀県	5	1	2	3	0	3	0	0
	佐賀市	5	0	2	2	0	2	0	0
	長崎県	3	0	0	0	0	0	0	0
	長崎市	11	1	3	4	0	4	0	0
	佐世保市	9	0	1	1	0	1	0	0
	熊本県	9	0	2	2	0	2	0	0
	熊本市	3	1	1	2	1	1	0	0
	大分県	5	0	1	1	1	0	0	0
	大分市	8	0	5	5	0	4	0	1
	宮崎県	3	0	2	2	0	2	0	0
	宮崎市	1	0	1	1	0	1	0	0
	鹿児島県	9	0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島市	6	0	2	2	0	2	0	0
	沖縄県	7	0	3	3	0	3	0	0
	那覇市	2	0	2	2	0	2	0	0
計	170	4	51	55	2	49	0	4	
合計	1680	83	578	661	38	554	0	69	

注1) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

注2) 「調査結果報告件数」は、法第3条、法第4条、法第5条、法第14条及び処理業省令第13条に基づく調査結果報告件数である。

注3) 要措置区域等指定件数は、法第3条調査及び法第14条申請、法第4条調査及び法第14条申請、法第3条調査及び処理業省令第13条調査、それぞれ双方の調査結果から区域指定された事例も含む。

3.2.2 要措置区域等における基準不適合物質

令和6年度に指定された要措置区域等において、基準不適合であった特定有害物質を表3-12、図3-3及び図3-4に示す。令和6年度に指定された要措置区域等において、基準不適合であった特定有害物質のVOCでは「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「1,2-ジクロロエチレン」の順に多かった。重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。累計においては、VOCでは「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン[※]」の順に多かった。重金属等では、「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。

[※] 平成31年4月1日以降はトランス-1,2-ジクロロエチレンとの和、「1,2-ジクロロエチレン」が特定有害物質として指定されている。

表 3-12 特定有害物質別の要措置区域等指定件数

(件数：複数回答有)

要措置区域等指定件数 区域指定に至る基準不適合の契機		特定有害物質																											
		VOC(第一種)													重金属等(第二種)								農薬等(第三種)						
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二-ジクロロエタン	一・一-ジクロロエチレン	一・二-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	一・三-ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一-トリクロロエタン	一・一・二-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
要措置区域指定件数	R6	4	0	0	5	8	0	0	1	16	2	1	18	1	4	34	12	8	0	1	37	12	41	6	0	0	0	1	0
	累計	(41)	(7)	(5)	(42)	(41)	(84)	(2)	(10)	(231)	(17)	(4)	(188)	(54)	(36)	(344)	(77)	(81)	(0)	(31)	(419)	(250)	(417)	(125)	(0)	(0)	(0)	(4)	(0)
形質変更時 要届出区域指定件数	R6	33	9	11	24	34	1	9	11	31	15	10	51	26	34	133	45	56	0	37	339	217	295	56	4	4	5	7	4
	累計	(247)	(140)	(145)	(248)	(189)	(264)	(117)	(156)	(456)	(170)	(131)	(515)	(336)	(323)	(1,279)	(615)	(721)	(21)	(405)	(4,168)	(2,472)	(3,135)	(726)	(66)	(61)	(61)	(111)	(65)
指定件数	R6	37	9	11	29	42	1	9	12	47	17	11	69	27	38	167	57	64	0	38	376	229	336	62	4	4	5	8	4
	累計	(288)	(148)	(151)	(301)	(230)	(406)	(119)	(178)	(757)	(189)	(136)	(778)	(394)	(365)	(1,755)	(743)	(826)	(22)	(440)	(4,713)	(2,758)	(3,658)	(917)	(66)	(61)	(61)	(116)	(65)
土壌溶出量	R6	20	0	2	12	22	1	0	3	33	4	2	49	8	34	166	57	64	0	38	257	229	336	61	4	4	5	8	4
	累計	(212)	(90)	(90)	(179)	(150)	(391)	(67)	(107)	(643)	(99)	(75)	(610)	(278)	(327)	(1,709)	(711)	(798)	(5)	(420)	(3,473)	(2,739)	(3,635)	(890)	(63)	(58)	(58)	(109)	(62)
土壌含有量	R6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	27	22	16	0	15	269	27	51	24	-	-	-	-	-
	累計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(258)	(589)	(378)	(429)	(1)	(225)	(3,873)	(954)	(1,279)	(436)	-	-	-	-	-
土壌ガス調査	R6	18	9	9	18	20	0	9	9	15	13	9	23	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	累計	(111)	(92)	(85)	(176)	(113)	(212)	(73)	(98)	(357)	(125)	(82)	(387)	(247)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- 注 1) 指定件数の累計には平成 15 年施行法の指定区域を含むため、要措置区域と形質変更時要届出区域の累計の合計と一致しない。
- 注 2) 1 件の事例で同一の特定有害物質であっても、①土壌溶出量が基準不適合であって、土壌ガス調査においても検出された場合や、②土壌溶出量、土壌含有量ともに基準不適合であった場合があるため、土壌溶出量、土壌含有量、土壌ガス調査の合計は、指定件数と一致しない。
- 注 3) 1 つの指定区域に対し、複数の調査結果が報告された事例があるため、指定件数よりも土壌溶出量、土壌含有量及び土壌ガス調査のそれぞれの件数が大きくなる場合がある。
- 注 4) シス-1,2-ジクロロエチレンについては、平成 31 年 3 月 31 日以前に当該物質を区域指定対象物質として要措置区域等に指定され、調査年度に要措置区域を解除し形質変更時要届出区域に指定された場合、又は形質変更時要届出区域を解除し要措置区域に指定された場合には、シス-1,2-ジクロロエチレンのみの指定になるため、集計の対象としている。

(複数回答有)

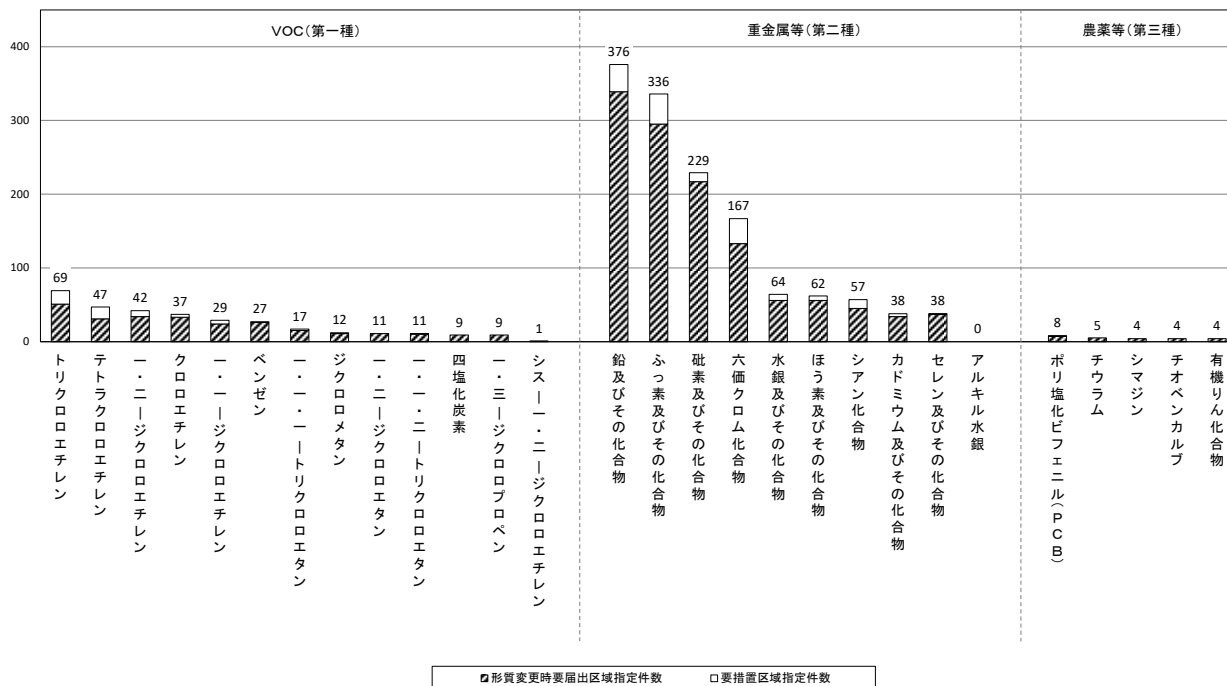


図 3-3 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (令和 6 年度)

(複数回答有)

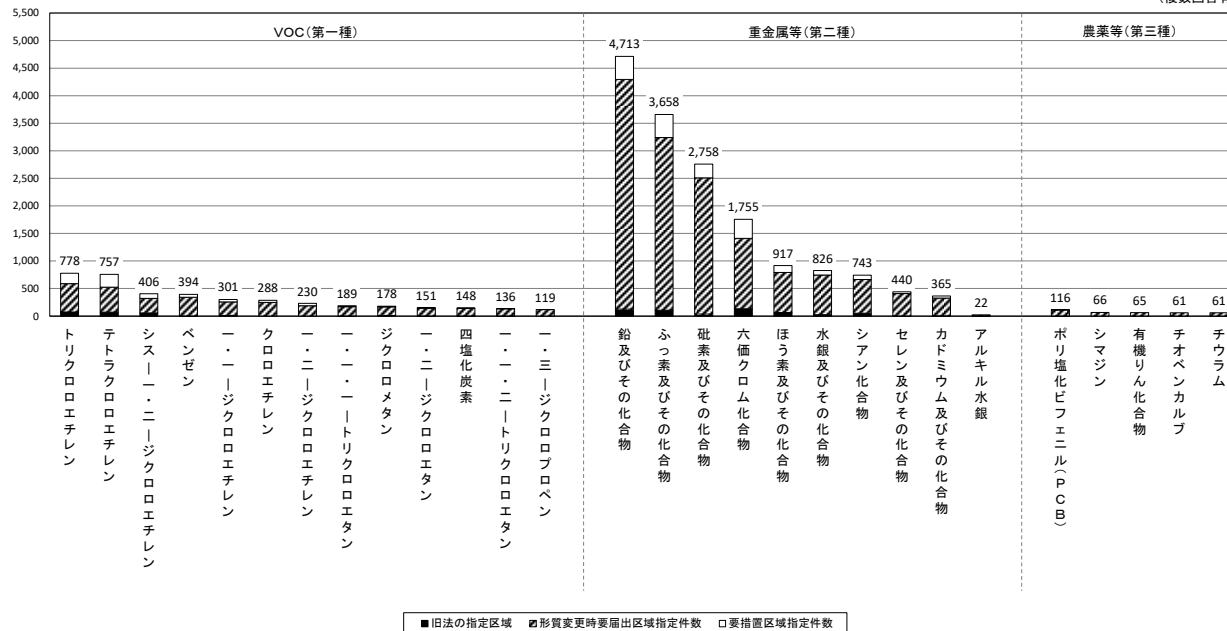


図 3-4 特定有害物質別の要措置区域等指定件数 (累計)

3.2.3 業種区分

令和6年度に指定された要措置区域等において、基準不適合となった特定有害物質を業種区別に表 3-13 に示す。業種区別にみると、VOCのみによる基準不適合件数は「生活関連サービス業、娯楽業」が最も多く、重金属等のみ及び複合汚染による基準不適合件数は「製造業」が最も多かった。また、業種区分の大分類別における要措置区域等の指定件数を図 3-5 に示し、「製造業」が最も多かった。なお、業種区分の大分類別における指定した要措置区域等についての特定有害物質の種類別の件数割合を図 3-6 に示す。

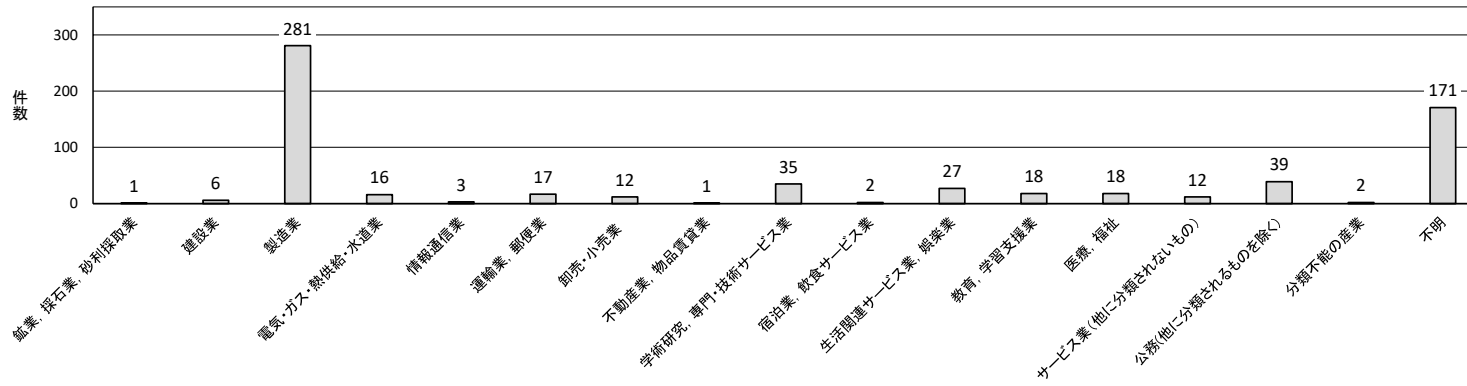


図 3-5 業種区分別（大分類）における要措置区域等指定件数（令和 6 年度）

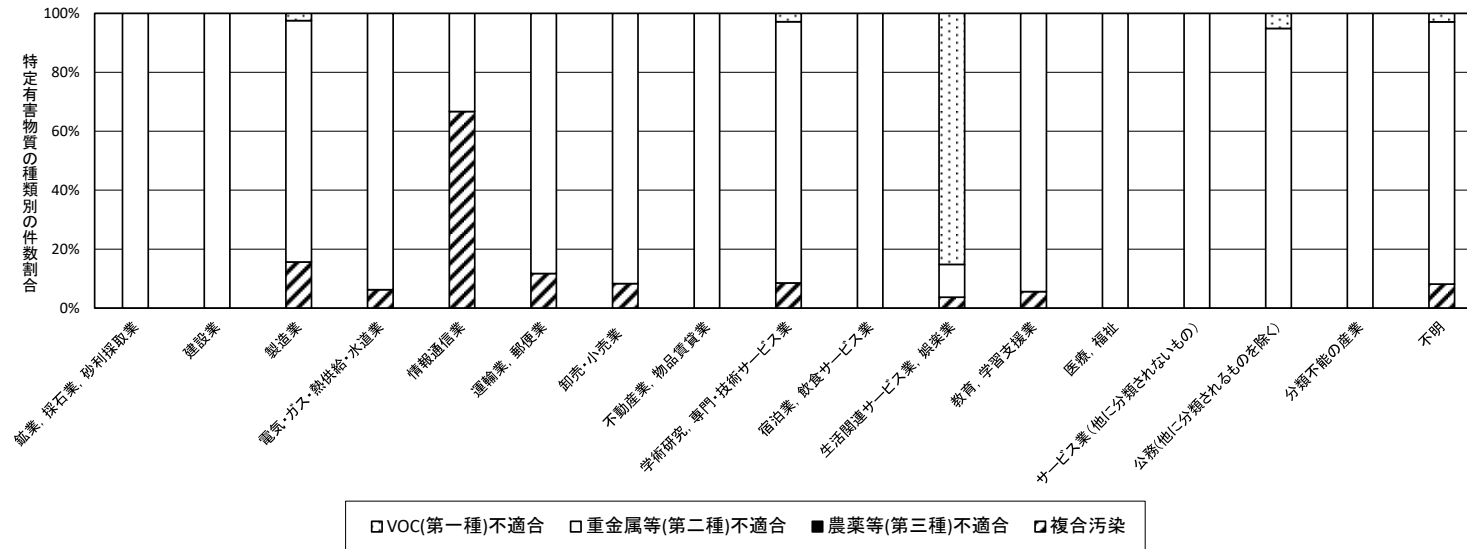


図 3-6 業種区分別（大分類）における指定した要措置区域等の特定有害物質の種類別の件数割合（令和 6 年度）

3.2.4 摂取経路ごとの土壌汚染の状況と到達距離の設定状況

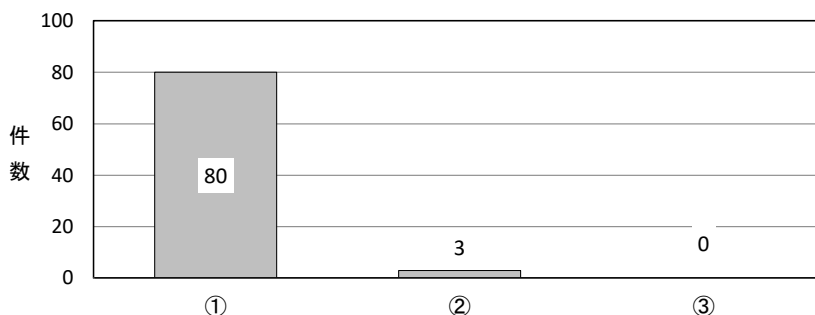
令和6年度に指定された要措置区域において、摂取経路ごとの土壌汚染の状況を表 3-14 及び図 3-7 に示す。土壌溶出量基準のみ不適合である件数は 80 件であり、うち、摂取経路が「周辺での地下水の飲用利用等がある」は 72 件（90%）であった。

なお、地下水汚染が到達する可能性のある距離（到達距離）の設定にあたって、採用した値についての件数を表 3-15 に示す。

表 3-14 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況（令和6年度）

（摂取経路の内訳件数：複数回答有）

摂取経路・土壌汚染の状況	要措置区域 指定件数	（摂取経路の内訳件数：複数回答有）			
		VOC (第一種) 不適合	重金属等 (第二種) 不適合	農薬等 (第三種) 不適合	複合汚染
① 土壌溶出量基準のみ不適合の事例	80	21	54	0	5
周辺での地下水の飲用利用等がある	72	17	51	0	4
水道事業用の井戸がある	7	4	2	0	1
災害時の飲用井戸がある	0	0	0	0	0
公共用水域がある	1	0	1	0	0
その他	0	0	0	0	0
② 土壌含有量基準のみ不適合の事例	3	0	3	0	0
当該土地に人が立ち入ることができる	3	0	3	0	0
その他	0	0	0	0	0
③ 土壌溶出量基準・土壌含有量基準いずれにも不適合の事例	0	0	0	0	0
周辺での地下水の飲用利用等がある	0	0	0	0	0
水道事業用の井戸がある	0	0	0	0	0
災害時の飲用井戸がある	0	0	0	0	0
公共用水域がある	0	0	0	0	0
当該土地に人が立ち入ることができる	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	83	21	57	0	5



注) ①～③は下記番号を示す。

- ① 土壌溶出量基準のみ不適合の事例
- ② 土壌含有量基準のみ不適合の事例
- ③ 土壌溶出量基準、土壌含有量基準いずれにも不適合の事例

図 3-7 摂取経路でみた場合の土壌汚染の状況の区分（令和6年度）

表 3-15 到達距離の設定に採用した値（令和 6 年度）

到達距離	件数
地下水の流向・流速等や地下水質の測定結果に基づき設定した値	0
環境省計算ツールによる算出値	10
一般値	70

3.2.5 汚染除去等計画書の提出状況と目標土壌溶出量及び目標地下水濃度の設定状況

令和 6 年度における汚染除去等計画書の提出状況と目標土壌溶出量及び目標地下水濃度の設定状況を表 3-16 に示す。提出された汚染除去等計画書 83 件のうち、目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を設定した件数は 17 件であった。

表 3-16 目標土壌溶出量及び目標地下水濃度の設定状況（令和 6 年度）

項目	件数	
汚染除去等計画書の提出	83	
目標土壌溶出量 目標地下水濃度 の設定	有	17
	無	66

4. 措置及び汚染土壌の搬出と処理の事例

4.1 地下水汚染の有無

令和6年度に指定された要措置区域における地下水汚染の有無を表4-1に示す。地下水汚染のある要措置区域は19件（23%）であった。

表4-1 要措置区域における地下水汚染の有無（令和6年度）

地下水汚染の有無	要措置区域 指定件数	VOC (第一種) 不適合				重金属 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
		R6	累計	R6	累計	R6	累計	R6	累計	R6	累計
地下水汚染がある	19	11		7		0		1			
地下水汚染がない	64	10		50		0		4			
合計	83	21		57		0		5			

4.2 指示措置の内容

令和6年度に提出された83件の汚染除去等計画書に基づいた要措置区域における指示措置の内容の件数を指定に係る特定有害物質の種類別に表4-2に示す。地下水の摂取等によるリスクに対する指示措置は「地下水の水質の測定」が最も多かった。直接摂取によるリスクに対する指示措置は「盛土」であった。

また、指示措置と同計画書に基づいた実施措置の方法との関係を表4-3及び表4-4に示す。地下水の摂取等によるリスクにおいて、指示措置が「地下水の水質の測定」であって、実施措置の方法が「掘削除去」での計画事例の件数が最も多かった。直接摂取によるリスクにおいては、指示措置が「盛土」であって、実施措置の方法が「立入禁止」の計画事例であった。

表4-2 指示措置の内容

指示措置の内容		指示措置の件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染	
				R6	累計	R6	累計	R6	累計	R6	累計
		R6	累計	R6	累計	R6	累計	R6	累計	R6	累計
地下水の 摂取等 による リスク	地下水の水質の測定	68	(807)	6	(112)	54	(603)	0	(0)	8	(92)
	原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	20	(221)	15	(126)	2	(42)	0	(0)	3	(53)
	遮断工封じ込め	0	(3)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(2)
	合計	88	(1031)	21	(238)	56	(646)	0	(0)	11	(147)
直接 摂取 による リスク	盛土	1	(52)	-	-	1	(52)	-	-	-	-
	土壌入換え	0	(6)	-	-	0	(6)	-	-	-	-
	土壌汚染の除去	0	(19)	-	-	0	(19)	-	-	-	-
	合計	1	(77)	-	-	1	(77)	-	-	-	-

注1) 1つの要措置区域に対し、複数の措置が指示されることがあるため、「指示措置の件数」は汚染除去等計画書の提出件数と一致しない。

注2) 指示措置は規則別表第6に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」である。

注3) () 内の数値は、平成22年度からの累計件数である。

表 4-3 地下水の摂取等によるリスクに係る指示措置と汚染除去等計画書における実施措置の方法の件数

(件数：複数回答有)

指示措置	汚染除去等計画書における実施措置の方法		地下水の水質の測定		原位置封じ込め		遮水工封じ込め		地下水汚染の拡大の防止		土壌汚染の除去				遮断工封じ込め		不溶化			
	R6	累計	R6	累計	R6	累計	R6	累計	R6	累計	掘削除去		原位置浄化による除去		R6	累計	原位置不溶化		不溶化埋め戻し	
											R6	累計	R6	累計			R6	累計	R6	累計
地下水の水質の測定	68	(347)	30	(148)	0	(1)	0	(0)	1	(6)	42	(218)	2	(10)	0	(0)	0	(2)	0	(0)
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	20	(100)	2	(16)	1	(3)	0	(1)	2	(15)	12	(54)	9	(34)	0	(0)	0	(3)	0	(0)
遮断工封じ込め	0	(2)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(0)

注 1) 1つの要措置区域に対し、複数の措置が指示されることに加え、複数の実施措置の方法が計画されるため、「指示措置の件数」と「汚染除去等計画書における実施措置の方法の件数」は一致しない。

注 2) 指示措置は規則別表第 6 に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」、汚染除去等計画書における実施措置の方法は「環境省令で定める汚染の除去等の措置」である。

注 3) 累計は平成 29 年改正法による第二段階施行がなされた令和元年度からの累計件数である。

【 参考 地下水の摂取等によるリスクに係る指示措置と実施した措置の平成 30 年度までの累計件数 】

(件数：複数回答有)

指示措置	実施した措置		地下水の水質の測定	原位置封じ込め	遮水工封じ込め	地下水汚染の拡大の防止	土壌汚染の除去		遮断工封じ込め	不溶化	
	H30までの累計	H30までの累計					掘削除去	原位置浄化による除去		原位置不溶化	不溶化埋め戻し
			H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計	H30までの累計					
地下水の水質の測定	460	121	2	0	0	265	18	0	1	3	
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め	121	13	2	1	10	39	40	0	1	0	
遮断工封じ込め	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	

注 1) 1つの要措置区域に対し、複数の措置が指示されることに加え、複数の措置が実施されるため、「指示措置の件数」と「実施した措置の件数」は一致しない。

注 2) 指示措置は規則別表第 6 に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」、実施した措置は「環境省令で定める汚染の除去等の措置」である。

注 3) 平成 22 年度から平成 29 年改正法による第二段階施行前(H31. 4. 1 前)の平成 30 年度までの累計件数である。

表 4-4 直接摂取によるリスクに係る指示措置と汚染除去等計画書における実施措置の方法の件数

(件数：複数回答有)

指示措置	汚染除去等計画書における実施措置の方法		舗装		立入禁止		土壌入替え				盛土		土壌汚染の除去			
	R6	累計	R6	累計	R6	累計	区域外土壌入替え		区域内土壌入替え		R6	累計	掘削除去		原位置浄化による除去	
							R6	累計	R6	累計			R6	累計	R6	累計
盛土	1	(20)	0	(12)	1	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(2)	0	(9)	0	(0)
土壌入替え	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
土壌汚染の除去	0	(2)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(2)	0	(0)

注 1) 1つの要措置区域に対し、複数の措置が指示されることに加え、複数の実施措置の方法が計画されるため、「指示措置の件数」と「汚染除去等計画書における実施措置の方法の件数」は一致しない。

注 2) 指示措置は規則別表第 6 に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」、汚染除去等計画書における実施措置の方法は「環境省令で定める汚染の除去等の措置」である。

注 3) 累計は平成 29 年改正法による第二段階施行がなされた令和元年度からの累計件数である。

【 参考 直接摂取によるリスクに係る指示措置と実施した措置の平成 30 年度までの累計件数 】

(件数：複数回答有)

指示措置	実施した措置		舗装	立入禁止	土壌入替え		盛土	土壌汚染の除去	
	H30までの累計	H30までの累計			区域外土壌入替え	区域内土壌入替え		掘削除去	原位置浄化による除去
			H30までの累計	H30までの累計			H30までの累計		
盛土	32	7	4	0	0	4	12	1	
土壌入替え	6	0	1	0	2	0	1	0	
土壌汚染の除去	18	0	0	0	0	0	16	0	

注 1) 1つの要措置区域に対し、複数の措置が指示されることに加え、複数の措置が実施されるため、「指示措置の件数」と「実施した措置の件数」は一致しない。

注 2) 指示措置は規則別表第 6 に定める「講ずべき汚染の除去等の措置」、実施した措置は「環境省令で定める汚染の除去等の措置」である。

注 3) 平成 22 年度から平成 29 年改正法による第二段階施行前(H31. 4. 1 前)の平成 30 年度までの累計件数である。

4.3 実施措置の種類

令和6年度に提出された工事完了報告書、実施措置完了報告書及びそれらに準じた報告書に基づいた実施措置の種類を指定に係る特定有害物質の種類別に表4-5に示す。実施措置の種類は「掘削除去」、「地下水の水質の測定」、「原位置浄化」の順に多かった。

表4-5 実施措置の種類

(件数：複数回答有)

実施措置の種類		要措置区域 実施措置実施件数		形質変更時 要届出区域 実施措置実施件数		実施措置実施件数		VOC (第一種) 不適合		重金属等 (第二種) 不適合		農薬等 (第三種) 不適合		複合汚染		
		R6	累計	R6	累計	R6	累計	R6	累計	R6	累計	R6	累計	R6	累計	
地下水の リスク	地下水の水質の測定	10	(288)	36	(390)	46	(678)	5	(69)	33	(514)	0	(0)	8	(95)	
	原位置封じ込め	0	(14)	1	(13)	1	(27)	0	(2)	1	(11)	0	(0)	0	(14)	
	遮水工封じ込め	0	(5)	1	(12)	1	(17)	0	(3)	0	(7)	0	(0)	1	(7)	
	地下水汚染の拡大の防止	1	(28)	2	(44)	3	(72)	1	(25)	2	(25)	0	(0)	0	(22)	
	遮断工封じ込め	0	(1)	2	(4)	2	(5)	0	(1)	1	(2)	0	(0)	1	(2)	
	不溶化	原位置不溶化	0	(13)	0	(6)	0	(19)	0	(1)	0	(9)	0	(0)	0	(9)
		不溶化埋め戻し	0	(7)	0	(21)	0	(28)	0	(0)	0	(19)	0	(0)	0	(9)
直接 リスク	舗装	0	(29)	29	(289)	29	(318)	0	(4)	22	(255)	0	(0)	7	(59)	
	立入禁止	2	(24)	3	(114)	5	(138)	0	(3)	3	(109)	0	(0)	2	(26)	
	土壌入換え	区域外土壌入換え	0	(5)	7	(64)	7	(69)	0	(1)	5	(58)	0	(0)	2	(10)
		区域内土壌入換え	0	(3)	1	(23)	1	(26)	0	(0)	1	(25)	0	(0)	0	(1)
	盛土	0	(6)	15	(120)	15	(126)	0	(1)	12	(100)	0	(0)	3	(25)	
土壌汚染の除去	掘削除去	91	(1,165)	382	(4,780)	473	(5,945)	21	(311)	394	(4,784)	1	(4)	57	(846)	
	原位置浄化	16	(207)	16	(166)	32	(373)	11	(189)	1	(41)	0	(1)	20	(142)	
工事完了・実施措置完了報告書及びそれらに準じた報告書提出件数		119	(1,489)	581	(5,935)	700	(7,424)	46	(533)	543	(5,713)	1	(6)	110	(1,172)	

注1) 1つの要措置区域等に対し、複数の実施措置が実施されることがあるため、「工事完了・実施措置完了報告書及びそれらに準じた報告書提出件数」は要措置区域等の指定の解除件数と一致しない。

注2) ()内の数値は、平成22年度からの累計件数である。

4.4 実施措置の実施率

令和6年度末までに指定された要措置区域における実施措置の実施率を表4-6及び図4-1に示す。要措置区域指定累計件数(A)が1,100件に対し、要措置区域解除累計件数(B)が759件、要措置区域のうち、区域指定の解除がなされていない区域であって、実施措置を実施し完了していない(実施措置の実施中の)区域件数(C)が306件であり、実施措置の実施率((B+C)/A)は96.8%であった。

表4-6 実施措置の実施率

項目	件数	%
要措置区域指定累計件数(A)	1,100	100.0%
措置実施件数(B+C)	1065	96.8%
要措置区域解除累計件数(B)	759	69.0%
要措置区域のうち、区域指定の解除がなされていない区域であって、措置を実施し完了していない(措置実施中の)区域件数(C)	306	27.8%
措置未実施件数(A-(B+C))	35	3.2%

注1) 要措置区域指定累計数1,100件のうち、平成21年改正法前に指定区域に指定され、改正法施行後、要措置区域に指定された7件を含む。

注2) 令和3年度、要措置区域に指定された区域における実施措置の実施状況などのヒアリング等調査を実施し、実施措置を実施し完了していない(実施措置の実施中の)区域件数(C)を見直した。

注3) 措置未実施とは

- ① 平成31年4月1日以降に指定された要措置区域
汚染除去等計画書、工事完了・実施措置完了報告書の提出についての回答がない要措置区域
- ② 平成31年4月1日前に指定された要措置区域
工事終了・措置の完了報告書の提出についての回答がない要措置区域

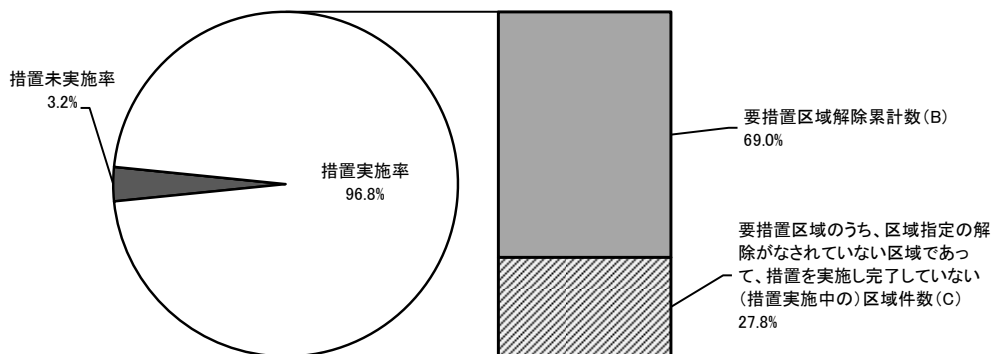


図4-1 措置実施率

4.5 臨海部特例区域

令和6年度における臨海部特例区域の状況を表4-7に示す。令和6年度に施行管理方針の確認により、臨海部特例区域として台帳に記載された件数は1件であり、令和6年度末時点における臨海部特例区域は2件である。

表4-7 臨海部特例区域の状況

項目	件数	
	R6	累計
施行管理方針の確認により、臨海部特例区域として台帳に記載した件数	1	(2)
うち、一般管理区域として指定されている件数	0	(0)
うち、自然由来特例区域として指定されている件数	0	(0)
うち、埋立地特例区域として指定されている件数	1	(1)
うち、埋立地管理区域として指定されている件数	0	(1)
施行管理方針の確認の取消しにより、台帳の記載内容を修正(自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域又は一般管理区域に修正)した件数	0	(0)
臨海部特例区域の区域数(当該年度末時点)	2	
うち、一般管理区域として指定されている件数	0	
うち、自然由来特例区域として指定されている件数	0	
うち、埋立地特例区域として指定されている件数	1	
うち、埋立地管理区域として指定されている件数	1	

注) () 内の数値は、令和元年度からの累計件数である。

4.6 汚染土壌の搬出及び処理の状況

1) 区域間移動及び飛び地間移動の事例

令和6年度において、区域間移動及び飛び地間移動における搬出された汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を表4-8に示す。区域間移動は4件であり、「鉛及びその化合物」、「砒素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」が同件数で最も多く、搬出した汚染土量の全体量は約0.3万m³であった。

また、飛び地間移動は32件であり、搬出された汚染土壌の特定有害物質の汚染状態は「鉛及びその化合物」が最も多く、搬出した汚染土壌の全体量は約6.6万m³であった。

表 4-8 区域間移動及び飛び地間移動による汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

(件数：複数回答有)

搬出事例	搬出件数	VOC(第一種)													重金属等(第二種)										農業等(第三種)				
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二―ジクロロエタン	一・一―ジクロロエチレン	一・二―ジクロロエチレン	シス―一・二―ジクロロエチレン	一・三―ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一―トリクロロエタン	一・一・二―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物
区域間移動	R6	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0
	累計	(38)	(2)	(8)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(8)	(8)	(10)	(8)	(17)	(0)	(8)	(21)	(31)	(21)	(15)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
飛び地間移動	R6	32	8	4	9	9	8	1	2	2	8	9	9	8	7	5	9	9	6	0	6	28	20	27	7	2	2	2	2
	累計	(198)	(23)	(20)	(21)	(24)	(22)	(6)	(11)	(14)	(17)	(19)	(20)	(22)	(52)	(23)	(53)	(35)	(42)	(1)	(36)	(152)	(120)	(151)	(42)	(2)	(2)	(2)	(9)
合計	R6	36	9	4	9	9	8	1	2	2	8	9	9	8	7	5	10	9	6	0	6	30	22	29	7	2	2	2	2
	累計	(236)	(25)	(28)	(21)	(24)	(22)	(6)	(11)	(14)	(17)	(19)	(20)	(22)	(60)	(31)	(63)	(43)	(59)	(1)	(44)	(173)	(151)	(172)	(57)	(2)	(2)	(2)	(9)

注1) 1件の搬出事例に対し、複数の基準不適合物質が含まれる場合がある。

注2) () 内の数値は、制度が施行された令和元年度からの累計件数である。

注3) 法第16条第1項の届出に基づき、各自治体が指定した要措置区域等の指定番号から集計しているため、区域間移動については自然由来等土壌に含まれない特定有害物質についても計上している。

2) 汚染土壌の処理先と特定有害物質による汚染状態

令和6年度において、実施措置のうち掘削除去によって搬出された汚染土壌の処理先と特定有害物質による汚染状態を表4-9に示す。処理先は「浄化等処理施設」、「分別等処理施設」、「埋立処理施設」の順に多かった。汚染土壌の特定有害物質による汚染状態は「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。

表 4-9 汚染土壌の処理先と特定有害物質による汚染状態

(件数：複数回答有)

処理先	処理件数	VOC(第一種)													重金属等(第二種)										農業等(第三種)					
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二―ジクロロエタン	一・一―ジクロロエチレン	一・二―ジクロロエチレン	シス―一・二―ジクロロエチレン	一・三―ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一―トリクロロエタン	一・一・二―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	有機りん化合物	
浄化等処理施設	R6	563	76	20	23	45	74	11	10	14	55	18	18	88	35	61	165	71	94	0	60	383	308	352	93	13	11	11	16	13
	累計	(4,478)	(287)	(86)	(93)	(206)	(236)	(236)	(52)	(91)	(418)	(80)	(61)	(501)	(259)	(288)	(1,092)	(453)	(625)	(23)	(292)	(2,820)	(1,982)	(2,230)	(571)	(39)	(29)	(26)	(61)	(31)
セメント製造施設	R6	34	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	3	8	2	1	0	2	18	22	19	3	0	0	0	0	0
	累計	(779)	(6)	(3)	(2)	(11)	(3)	(17)	(1)	(3)	(41)	(3)	(1)	(40)	(16)	(26)	(138)	(31)	(63)	(1)	(38)	(447)	(266)	(349)	(77)	(2)	(2)	(2)	(8)	(2)
埋立処理施設	R6	114	9	2	2	5	10	0	0	3	8	3	1	9	0	7	19	12	15	0	6	86	70	84	11	0	0	0	1	0
	累計	(767)	(30)	(18)	(19)	(25)	(27)	(21)	(8)	(16)	(52)	(11)	(10)	(51)	(18)	(32)	(112)	(66)	(199)	(4)	(40)	(506)	(408)	(416)	(70)	(5)	(4)	(4)	(15)	(6)
分別等処理施設	R6	545	56	12	19	34	57	11	8	13	30	11	12	67	31	56	157	71	81	0	61	385	300	357	75	9	8	8	12	9
	累計	(3,787)	(238)	(55)	(59)	(146)	(196)	(107)	(46)	(78)	(213)	(57)	(43)	(348)	(178)	(242)	(962)	(336)	(472)	(18)	(272)	(2,571)	(1,815)	(2,125)	(453)	(27)	(22)	(18)	(52)	(22)
自然由来等土壌利用施設	R6	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	52	52	0	0	0	0	0	0	0
	累計	(126)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(125)	(126)	(125)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合計	R6	1,308	142	34	44	84	142	22	18	30	93	32	31	166	66	127	349	156	191	0	129	924	752	864	182	22	19	19	29	22
	累計	(9,937)	(561)	(162)	(173)	(388)	(462)	(381)	(107)	(188)	(724)	(151)	(115)	(940)	(471)	(588)	(2,304)	(886)	(1,359)	(46)	(642)	(6,469)	(4,597)	(5,245)	(1,171)	(73)	(57)	(50)	(136)	(61)

注1) 1件の処理事例に対し、複数の基準不適合物質が含まれ、複数の汚染土壌処理施設に搬出する場合がある。

注2) () 内の数値は、平成22年度からの累計件数である。

注3) 法第16条第1項の届出に基づき、各自治体が指定した要措置区域等の指定番号から集計しているため、汚染土壌処理施設によっては処理が可能な特定有害物質についても計上している。

3) 汚染土壌処理施設までの流れ

令和6年度における法対象土壌及び法対象外土壌のそれぞれの汚染土壌処理施設までの流れを図4-2に示す。法対象土壌は約295万トンであり、処理先としては浄化等処理施設（浄化・溶融）に約103万トン（35%）、分別等処理施設に約99万トン（34%）、自然由来等土壌利用施設に約44万トン（15%）、の順に多かった。

法対象外土壌は約266万トンであり、処理先としては分別等処理施設に約129万トン（49%）、浄化等処理施設（浄化・溶融）に約78万トン（30%）、セメント製造施設に約30万トン（11%）の順に多かった。

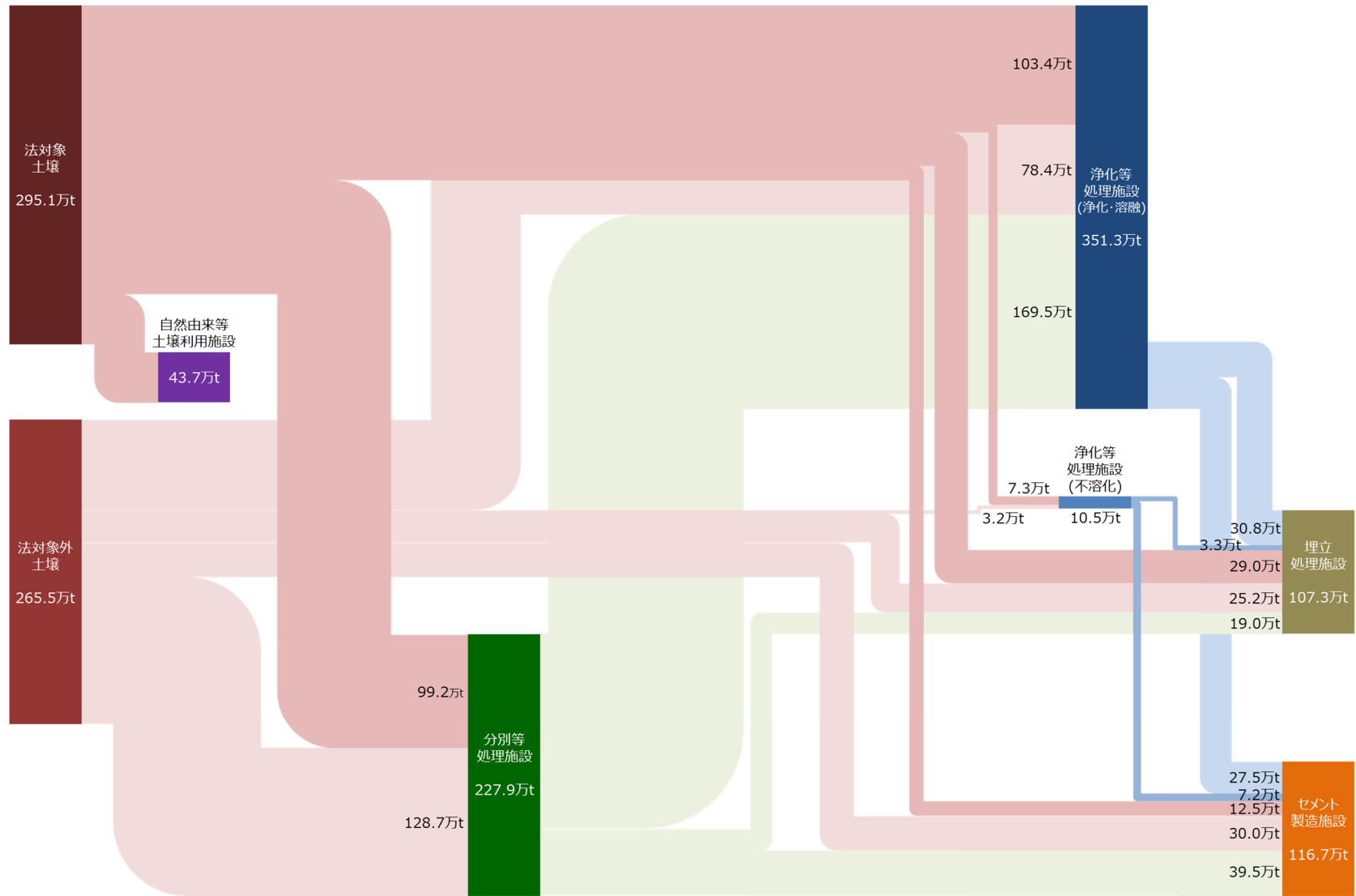


図 4-2 法対象土壌及び法対象外土壌のそれぞれの汚染土壌処理施設までの流れ（令和 6 年度）

5. 汚染土壌処理業

5.1 汚染土壌処理施設

1) 汚染土壌処理施設別の許可・更新等の状況

令和7年3月31日現在における汚染土壌処理業の許可を受けた事業場は115件であり、汚染土壌処理施設別の許可件数を表5-1に、汚染土壌処理施設別の更新等の状況を表5-2に示す。汚染土壌処理施設の許可件数は「分別等処理施設」、「埋立処理施設」、「浄化等処理施設（浄化）」の順に多かった。

表5-1 汚染土壌処理施設別の許可の状況（令和6年度末時点）

（処理することができる特定有害物質：複数回答有）

汚染土壌処理施設	施設数	処理することができる特定有害物質																											
		VOC（第一種）										重金属等（第二種）							農業等（第三種）										
		クロロエチレン	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	一・二ジクロロエチレン	一・三ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	有機りん化合物	
浄化等処理施設（浄化）	37	17	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	31	31	27	8	8	32	33	33	31	26	12	12	12	6	12
浄化等処理施設（溶融）	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	3
浄化等処理施設（不溶化）	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	16	12	9	9	15	16	16	16	16	0	0	0	0	0	
セメント製造施設	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	0	0	0	20	21	21	21	20	0	0	0	0	0	
埋立処理施設	40	32	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	40	40	39	37	37	39	40	40	40	39	34	34	34	33	34	
分別等処理施設	44	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	42	43	36	4	4	43	44	44	44	44	23	23	23	1	23	
自然由来等土壌利用施設	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	
合計	163	55	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	151	153	117	59	59	152	158	158	156	148	72	72	72	41	72	

注）1つの事業場で複数の汚染土壌処理施設を所有しているため、汚染土壌処理施設の合計件数と事業場数は一致しない。

表5-2 汚染土壌処理施設別の更新等の状況

（件数）

汚染土壌処理施設	更新 法第22条第4項	事故の届出 法第22条第9項	変更		休止 法第23条第4項	廃止 法第23条第4項	再開 法第23条第4項	改善命令 法第24条第1項	許可の取消し 法第25条第1項	停止命令 法第25条第1項
			許可 法第23条第1項	届出 法第23条第3項						
浄化等処理施設（浄化）	R6	17	0	2	72	0	1	0	0	0
	累計	(71)	(2)	(86)	(580)	(5)	(12)	(6)	(1)	(1)
浄化等処理施設（溶融）	R6	1	0	1	4	0	0	0	0	0
	累計	(9)	(0)	(4)	(52)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)
浄化等処理施設（不溶化）	R6	6	0	1	35	0	0	0	0	0
	累計	(31)	(2)	(47)	(276)	(0)	(6)	(0)	(0)	(0)
セメント製造施設	R6	2	0	1	32	0	0	0	0	0
	累計	(28)	(0)	(12)	(222)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)
埋立処理施設	R6	6	0	6	28	1	1	0	0	0
	累計	(59)	(1)	(66)	(213)	(6)	(9)	(0)	(0)	(0)
分別等処理施設	R6	13	0	1	73	0	2	0	0	0
	累計	(81)	(2)	(72)	(697)	(14)	(10)	(6)	(1)	(1)
自然由来等土壌利用施設	R6	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	累計	(0)	(0)	(2)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)

注1）更新等は事業場ごとで行われるため、『2.1 令和6年度の施行状況 2) 条項別の施行状況』の当該届出等の件数とは一致しない。

注2）セメント製造施設における「廃止 法第23条第4項」の累計については、令和元年度から令和3年度の累計方法を見直したため、令和元年度から令和3年度の調査結果における報告件数とは異なる。

2) 都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設の許可状況

令和7年3月31日現在で許可されている汚染土壌処理施設の件数を都道府県・政令市別に表5-3に示す。許可されている浄化等処理施設は「関東地区」と「中部地区」が同件数で最も多く、セメント製造施設は「九州地区」、埋立処理施設は「近畿地区」、分別等処理施設は「関東地区」が最も多かった。なお、自然由来等土壌利用施設は「大阪市」において許可されている。

表 5-3 都道府県・政令市別の汚染土壌処理施設（令和6年度末時点）

都道府県・政令市	浄化等処理施設				セメント施設	処理施設	分別施設等	自然由来等土壌	(件数)
	浄化	溶融	不溶化	小計					
北海道地区	北海道	0	0	0	0	1	4	0	0
	札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0
	函館市	0	0	0	0	0	0	0	0
	旭川市	0	0	0	0	0	3	0	0
	小計	0	0	0	0	1	7	0	0
東北地区	青森県	1	0	0	1	0	0	0	0
	青森市	0	0	0	0	0	0	0	0
	八戸市	0	0	0	0	1	0	0	0
	岩手県	0	0	0	0	2	0	0	0
	盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0
	宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0
	仙台市	0	0	0	0	0	0	1	0
	秋田県	3	0	2	5	0	2	1	0
	秋田市	0	0	0	0	0	1	0	0
	山形県	1	0	1	2	0	2	1	0
	山形市	0	0	0	0	0	1	0	0
	福島県	0	0	0	0	0	0	0	0
	福島市	0	0	0	0	0	0	0	0
	郡山市	0	0	0	0	0	0	0	0
	いわき市	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	5	0	3	8	3	6	3	0
関東地区	茨城県	0	1	0	1	0	0	0	0
	水戸市	0	0	0	0	0	0	0	0
	つくば市	0	0	0	0	0	0	0	0
	栃木県	0	0	0	0	1	0	0	0
	宇都宮市	0	0	0	0	0	0	0	0
	群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0
	前橋市	0	0	0	0	0	0	0	0
	高崎市	0	0	0	0	0	0	0	0
	伊勢崎市	0	0	0	0	0	0	0	0
	太田市	0	0	0	0	0	0	0	0
	埼玉県	0	0	0	0	1	0	0	0
	さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0
	川越市	0	0	0	0	0	0	0	0
	川口市	0	0	0	0	0	0	0	0
	所沢市	0	0	0	0	0	0	0	0
	草加市	0	0	0	0	0	0	0	0
	越谷市	0	0	0	0	0	0	0	0
	春日部市	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊谷市	0	0	0	0	1	0	0	0
	千葉県	2	0	0	2	0	2	1	0
	千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0
	市川市	0	0	1	1	0	0	2	0
	船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0
	松戸市	0	0	0	0	0	0	0	0
	柏市	0	0	0	0	0	0	0	0
	市原市	1	0	0	1	0	0	0	0
	東京都	3	0	3	6	0	0	3	0
	八王子市	0	0	0	0	0	0	0	0
	町田市	0	0	0	0	0	0	0	0
	神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0
	横浜市	1	0	0	1	0	0	4	0
	川崎市	2	0	1	3	1	0	3	0
	相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0
	横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚木市	0	0	0	0	0	0	0	0
	平塚市	0	0	0	0	0	0	0	0
	藤沢市	0	0	0	0	0	0	0	0
	小田原市	0	0	0	0	0	0	0	0
	茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0
	大和市	0	0	0	0	0	0	0	0
	新潟県	0	0	0	0	2	1	1	0
	新潟市	0	0	0	0	0	0	0	0
	長岡市	0	0	0	0	0	0	0	0
	上越市	0	0	0	0	0	0	0	0
	山梨県	0	0	1	1	0	0	1	0
	甲府市	0	0	0	0	0	0	0	0
	静岡県	0	0	0	0	0	1	0	0
	静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0
	浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0
	沼津市	0	0	0	0	0	0	0	0
	富士市	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	9	1	6	16	6	4	15	0
中部地区	富山県	0	0	0	0	0	0	0	0
	富山市	2	0	2	4	0	2	0	0
	石川県	0	0	0	0	0	0	0	0
	金沢市	0	0	0	0	0	1	0	0
	福井県	0	0	0	0	0	0	0	0
	福井市	0	0	0	0	0	0	0	0
	長野県	0	0	0	0	0	0	0	0
	長野市	0	0	0	0	0	0	0	0
	松本市	0	0	0	0	0	0	0	0
	岐阜県	1	0	0	1	0	0	1	0
九州地区	福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0
	北九州市	0	0	0	0	2	1	1	0
	福岡市	0	0	0	0	0	0	0	0
	久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0
	佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0
	佐賀市	0	0	0	0	0	0	0	0
	長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0
	長崎市	0	0	0	0	0	0	0	0
	佐世保市	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本市	0	0	0	0	0	1	1	0
	大分県	0	0	0	0	1	1	0	0
	大分市	0	0	0	0	0	2	0	0
	宮崎県	0	0	0	0	0	2	0	0
	宮崎市	0	0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島市	0	0	0	0	0	0	0	0
	沖縄県	0	0	0	0	1	0	0	0
	那覇市	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	8	7	2	0
合計		37	3	17	57	21	40	44	1

注) 地区の区分は地方環境事務所の管轄地区に従って表記した。

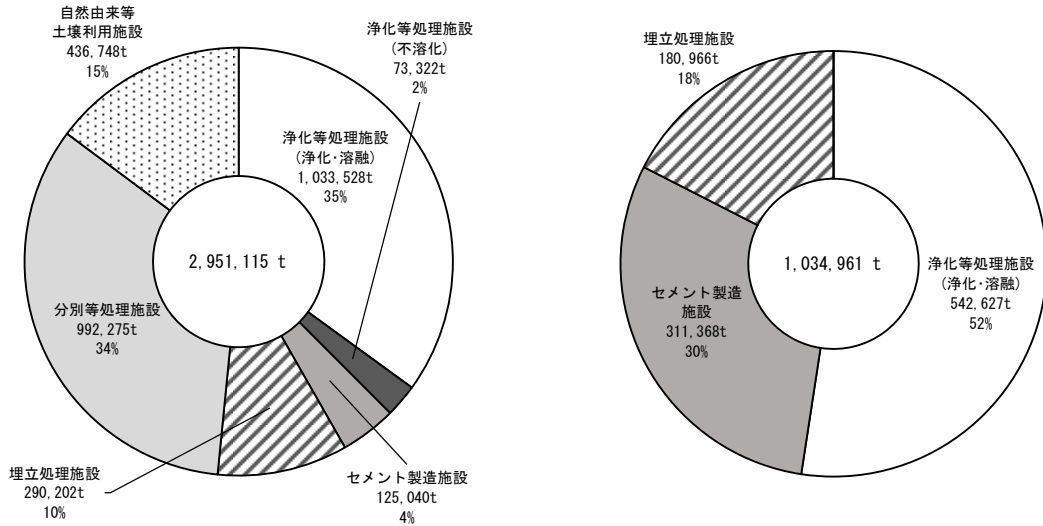
3) 汚染土壌処理施設で処理された土量

令和6年度に汚染土壌処理施設で処理された土量を図5-1に示す。

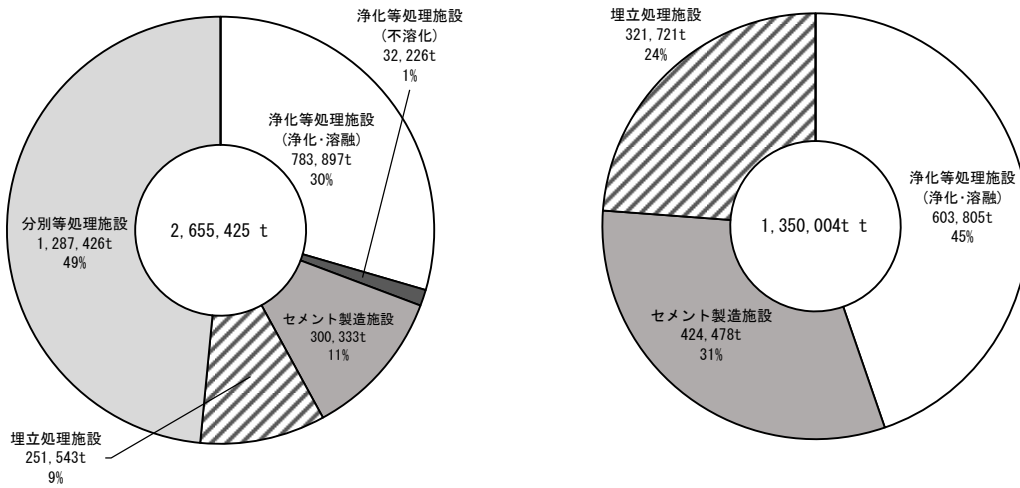
一次処理において、法対象土壌は約295万トン、法対象外土壌は約266万トン、合計は約561万トンであった。一次処理の内訳をみると、法対象土壌については、浄化等処理施設（浄化・溶融）の約103万トン（35%）、分別等処理施設の約99万トン（34%）、自然由来等土壌利用施設の約44万トン（15%）の順に多かった。法対象外土壌については、分別等処理施設の約129万トン（49%）、浄化等処理施設（浄化・溶融）の約78万トン（30%）、セメント製造施設の約30万トン（11%）の順に多かった。

再処理・二次処理において、法対象土壌は約103万トン、法対象外土壌は約135万トン、合計は約238万トンであった。再処理・二次処理の内訳をみると、法対象土壌については、浄化等処理施設（浄化・溶融）の約54万トン（52%）、セメント製造施設は約31万トン（30%）、埋立処理施設は約18万トン（18%）の順に多かった。法対象外土壌については、浄化等処理施設（浄化・溶融）は約60万トン（45%）、セメント製造施設は約42万トン（31%）、埋立処理施設は約32万トン（24%）の順に多かった。

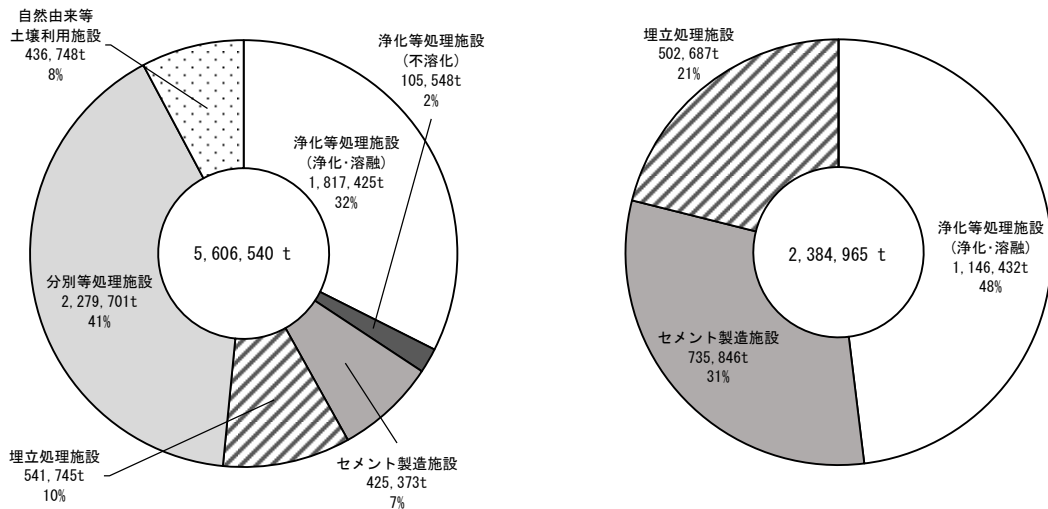
(ア) 法対象土壌 (左：一次処理、右：再処理・二次処理)



(イ) 法対象外土壌 (左：一次処理、右：再処理・二次処理)



(ウ) 合計 (左：一次処理、右：再処理・二次処理)



※ 各土量は、自治体が把握している処理量をまとめたもの

図 5-1 汚染土壌処理施設で処理された土量 (令和 6 年度)

4) 情報公開の状況

令和7年3月31日現在で汚染土壌処理業者の許可を受けた事業場115件のうち、ホームページ等により情報公開している内容とその事業場数を表5-4に示す。

表5-4 情報公開の内容及び事業場数

情報公開の内容		情報公開している事業場数	
許 る 可 情 に 報 関 す	処理方法	95	
	処理能力	80	
	処理する特定有害物質による汚染状態(物質)	73	
	処理する特定有害物質による汚染状態(濃度)	63	
実 績 に 関 す る 情 報	要措置区域等の所在地など	法対象	5
		法対象外	3
	特定有害物質による汚染状態(最大値)	法対象	8
		法対象外	6
	処理前土壌の重量	法対象	16
		法対象外	18
	処理方法	法対象	18
		法対象外	18
	処理後土壌の搬出量又はセメント製造における生産量	法対象	13
		法対象外	13
	処理後土壌の搬出先	法対象	5
		法対象外	4
	汚染土壌の受入日、処理終了日	法対象	6
		法対象外	6
	浄化確認調査結果	法対象	2
		法対象外	1
排水測定に係る事項		22	
下水測定に係る事項		1	
地下水測定に係る事項		24	
大気有害物質測定に係る事項		12	

6. 土壌汚染調査事例等

6.1 法対象外の事例を含めた土壌汚染調査事例

法に基づく事例に加え、条例・要綱等に基づくもの、自主的に行われたものなど、都道府県・政令市が把握している土壌汚染調査・対策（措置）事例を調査対象としてとりまとめた。

本調査結果のとりまとめにあたっては、土壌中の物質の濃度について何らかの調査（分析・測定）が行われた事例を「土壌汚染調査事例」と呼び、「土壌汚染調査事例」のうち土壌環境基準又は法の基準に適合しないことが判明した事例を「基準不適合事例」と呼ぶ。「土壌汚染調査事例」には土壌環境基準項目又は法の基準項目について調査（分析・測定）を行った事例のほか、それらの基準項目以外の物質について何らかの調査（分析・測定）を行った事例、法施行以前の土壌調査及び分析・測定事例も含まれる。

6.2 土壌汚染調査事例及び基準不適合事例数

令和6年度までに都道府県・政令市が把握した土壌汚染調査事例の累計は、土壌汚染調査事例が43,542件、基準不適合事例が19,633件であった。年度別の土壌汚染調査事例の件数を図6-1及び表6-1に示す。令和6年度における土壌汚染調査事例の件数は2,495件、うち法対象事例の件数は1,680件であった。土壌汚染調査事例のうち基準不適合事例の件数は1,194件、うち法対象事例の件数は854件であった。

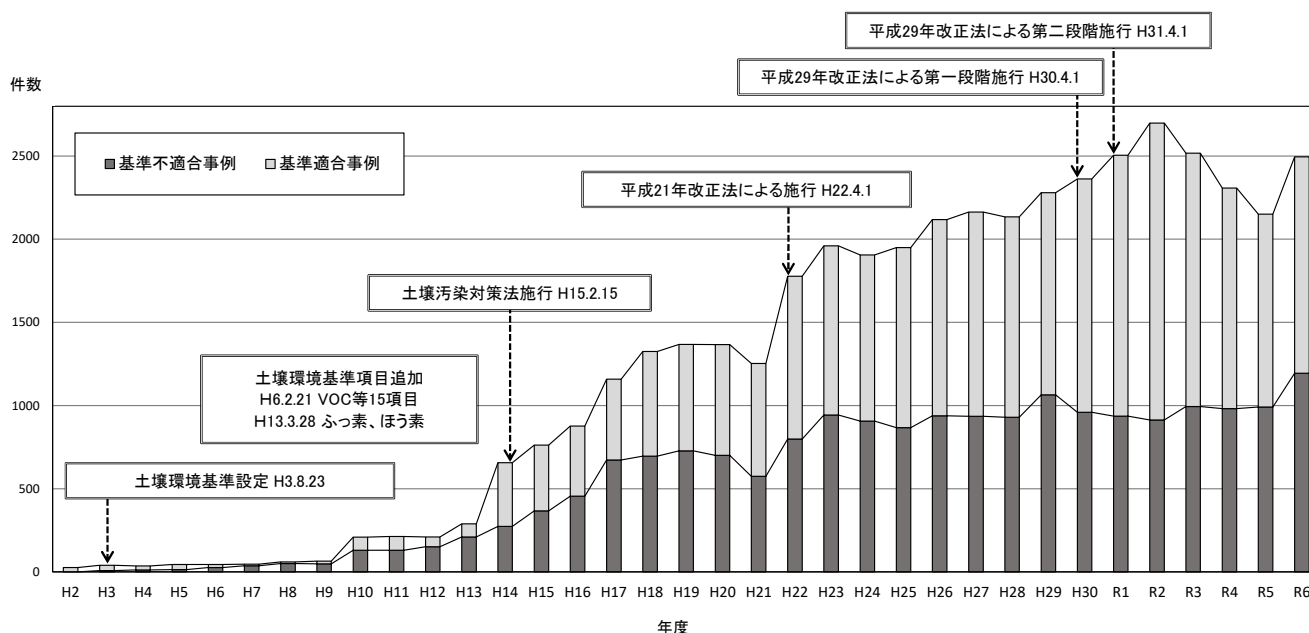


図 6-1 年度別の土壌汚染調査事例

表 6-1 年度別の土壌汚染調査事例

(件数)

年度	S49 以前	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58
土壌汚染調査事例	2	7	6	2	10	5	3	10	2	18

年度	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5
土壌汚染調査事例	10	18	12	14	27	22	26	40	35	44
うち法対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基準不適合事例	—	—	—	—	—	—	—	8	11	13
うち法対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

年度	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
土壌汚染調査事例	44	47	60	64	209	213	210	289	656	762
うち法対象	—	—	—	—	—	—	—	—	0	90
基準不適合事例	25	37	50	48	130	130	151	210	274	366
うち法対象	—	—	—	—	—	—	—	—	0	21

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
土壌汚染調査事例	877	1159	1326	1367	1366	1253	1778	1961	1906	1950
うち法対象	164	185	265	244	240	299	519	685	690	688
基準不適合事例	456	673	696	728	700	575	798	943	907	867
うち法対象	43	48	77	81	71	94	275	468	488	479

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
土壌汚染調査事例	2,118	2,164	2,135	2,279	2,362	2,505	2,698	2,518	2,308	2,150
うち法対象	826	754	831	839	1051	1257	1342	1415	1576	1,509
基準不適合事例	938	935	930	1064	960	936	913	994	982	991
うち法対象	586	527	615	578	601	613	615	692	747	750

年度	R6	累計
土壌汚染調査事例	2,495	43,542
うち法対象	1,680	17,149
基準不適合事例	1,194	19,633
うち法対象	854	9,323

注 1) 「土壌汚染調査事例」は、法対象事例は都道府県知事又は政令市長に土壌汚染状況調査の結果が報告された年度で整理し、法対象外事例は調査結果が判明した年度で整理している。

注 2) 法対象の土壌汚染調査事例は平成 15 年施行法の施行規則附則第 2 条（経過措置）の適用件数を含む。

6.3 特定有害物質別の基準不適合事例

令和6年度及び平成3年度から令和6年度までの特定有害物質別の基準不適合事例の件数を表6-2、図6-2及び図6-3に示す。令和6年度の基準不適合事例において、VOCでは「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「クロロエチレン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。また、基準不適合事例の累計においては、VOCでは「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「ベンゼン」の順に多く、重金属等では「鉛及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」の順に多かった。

表6-2 特定有害物質別の基準不適合事例

(件数：複数回答有)

年度・累計	特定有害物質																											
	VOC(第一種)											重金属等(第二種)							農薬等(第三種)									
	クロロエチレン	四塩化炭素	一・二ジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	一・二ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	一・三ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	一・一・一トリクロロエタン	一・一・二トリクロロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン	カドミウム及びその化合物	六価クロム化合物	シアン化合物	水銀及びその化合物	アルキル水銀	セレン及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	シマジン	チオベンカルブ	チウラム	ポリ塩化ビフェニル(POB)	有機りん化合物
R6	67	16	18	41	61	-	10	12	73	21	17	97	54	64	233	84	93	0	65	668	412	578	106	9	8	9	13	7
累計	484	246	286	601	355	1,082	161	338	1,692	381	232	1,901	1,391	686	3,066	1,308	1,622	67	894	10,271	6,113	7,418	1,510	109	105	101	237	109

注1) 累計は、土壤環境基準設定(平成3年8月23日)からの数値である。

注2) シス-1,2-ジクロロエチレンの累計は土壤環境基準設定(平成3年8月23日)から令和元年度までの累計件数である。

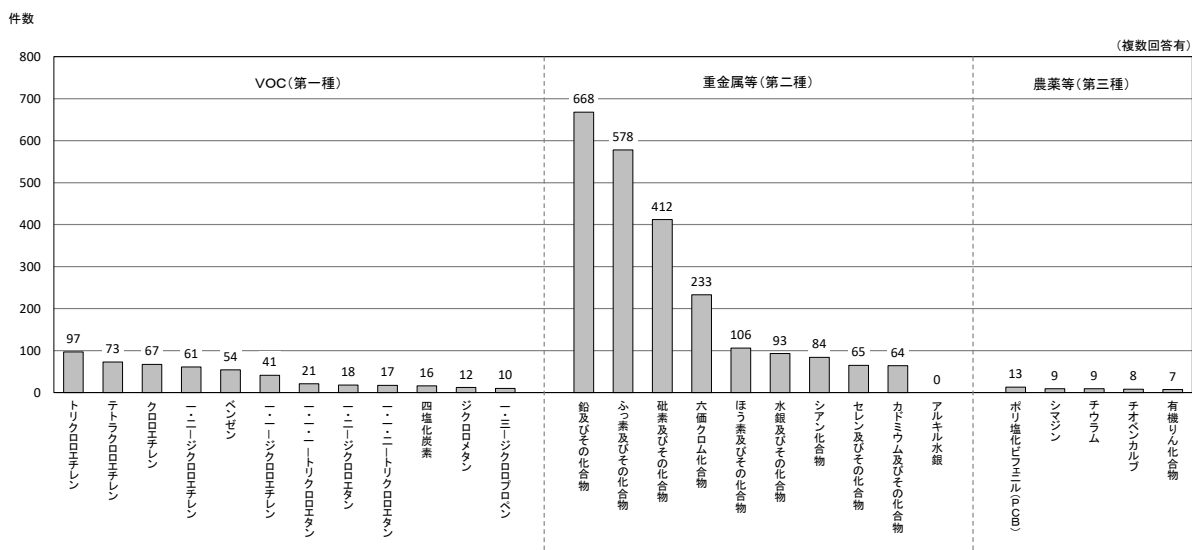
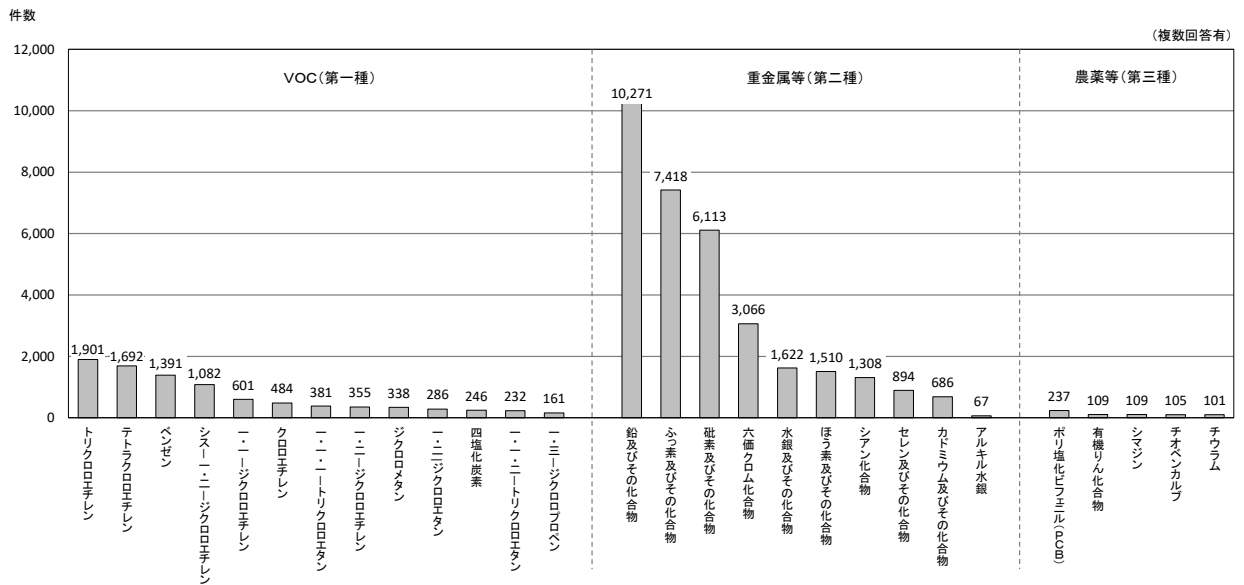


図6-2 特定有害物質別の基準不適合事例(令和6年度)



注) シス-1,2-ジクロロエチレンの累計は土壤環境基準設定(平成3年8月23日)から令和元年度までの累計件数である。

図 6-3 特定有害物質別の基準不適合事例(累計)

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。